

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和3年3月8日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	吉 川 修 貴
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	高 谷 寿
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	藤 田 聡
建 設 部 長	山 岡 孝
教 育 部 長	川 井 聡
会計管理者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己
市民部次長	小 川 茂 生
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長	梶 由 紀 夫
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁
庶務議事課長	野島貴夫
庶務議事課長補佐	飯田晴男
庶務議事課主査	宮田修

令和3年第1回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 受動喫煙のない まちづくり 2. コロナに関連す る交付金について	(1)牛久駅・ひたち野うしく 駅周辺の受動喫煙対策に ついて伺う。 ○設置してある喫煙所のJ Tとの関係 (2)公共施設の受動喫煙対策 について伺う。 ○完全禁煙となっていない 公共施設のその後の対応 (3)喫煙所のコロナ感染対策 について伺う。 (4)「うしく健康プラン 21 第3次計画」策定に向け た実態調査の内容につい て伺う。 (1)「新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交 付金」の使いみちについ て伺う。 ○感染予防、経済対策、生 活支援、学校生活支援な どカテゴリーごとの主な 事業内容と金額、割合 ○事業の効果と検証 ○実施計画の市民への公開 (2)「新型コロナウイルス感 染症の流行下における一 定の高齢者等への検査助 成事業」について伺う。 ○高齢者や基礎疾患のある 人への検査費用助成を実 施しないことになった経 緯と今後の考え	市 長 副 市 長 関 係 部 長 次 長
2. 杉森 弘之 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイ ルス感染症対策	(1)ワクチン接種は、2月か ら医療従事者等、4月か ら高齢者、その後高齢 者以外の基礎疾患を有す る方や高齢者施設等で従 事する方、最後にそれ以 外の方の順序に関し、市 内での各対象者数と必要 日数、接種体制を聞く。	市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長

	<p>2. 東海第2原発等の原子力施設における重大災害発生時の広域避難計画</p>	<p>高齢者等へのうしタク乗車券等、交通手段の配慮は。</p> <p>(2) 感染経路や濃厚接触者を調べる「積極的疫学調査」を牛久市では縮小しているか。</p> <p>(3) クラスタ発生と死亡者増大を防ぐために、エッセンシャルワーカーへの定期的PCR検査と、全感染者への隔離療養を実施するよう、国と県に要求し、市も独自の努力をすべきではないか。</p> <p>(4) 市は健康観察期間として、県の緊急事態宣言の期間よりも市の公共施設の利用停止期間を1週間長くする理由と根拠は何か。国と県の期間は不十分か。</p> <p>(5) コロナ禍における「外出できない」ストレスや高齢者の身体活動時間の減少が問題視されている。水戸市は全施設、つくば市や取手市は屋外施設を使用可能としているが、屋外施設での感染事例、クラスタの発生事例はあるのか。牛久市が屋外施設を利用停止する理由と根拠は何か。</p> <p>(6) 中小企業・小規模事業者等に対する支援策としての牛久市持続化補助金、牛久市新型コロナウイルス感染防止対策補助金、牛久市事業者支援金の申請件数と支給件数、金額。想定数との比較と評価を問う。また、それらの復活・期間延長について。</p> <p>(1) 現行計画に含まれていた非居住スペースの面積と相当人数。非居住スペースの内容。</p> <p>(2) 確保できているか。非居住スペースも含めた理</p>
--	---	--

	<p>3. 会計年度任用職員</p>	<p>由。</p> <p>(3) 居住スペースでコロナ感染症拡大防止のための三密回避の基準による現行 19 施設の収容可能人数、必要数 15,518 人の差。</p> <p>(4) 広域避難計画について収容必要数分の確保の見通しと、計画の見直しについての現状と今後の方針。</p> <p>(1) 牛久市の会計年度任用職員は全員がパートタイムか。フルタイムとパートタイムでの労働条件の相違（退職手当、勤勉手当等）。</p> <p>(2) 常勤職員より 1 日 15 分、週 75 分短い労働時間の会計年度任用職員数。15 分短くすることの意味。H28 年内閣官房内閣人事局の調査で国家公務員は非常勤職員の 21%がフルタイム。かつ、総務省は平成 30 年 10 月に発した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」で、「改正法では、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを法制上明確化したところであり、こうした任用は、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、職務の内容等に応じて、積極的な活用を検討することが求められます。なお、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないのであることに留意く</p>	
--	--------------------	---	--

		<p>ださい。」とまで明記。フルタイムで積極的に活用したらどうか。</p> <p>(3) 常勤職員への挑戦の壁となる常勤職員採用における年齢制限。つくば市では年齢制限を実質解除。牛久市職員の年齢構成の正常化は必要だが、同時に、職員募集目標未達という量的不足と、大量定年退職者を迎えての実務経験者の不足をカバーするために、会計年度任用職員の積極的な活用が必要ではないか。そのためにも、年齢制限の解除が必要では。</p> <p>(4) 国の非常勤職員は、パートもフルタイムも期末手当と勤勉手当を支給されている。牛久市の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給してはどうか。</p>	
3. 諸橋 太一郎 (一問一答方式)	<p>1. 子育て・困窮・介護相談一本化について</p> <p>2. 交通安全対策について</p>	<p>地域共生社会関連法が成立したことに対し牛久市の方針は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の現状 ・多世代交流の場について ・負担軽減のための外部委託について ・参加も目指すのか <ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道について ・歩行者の対策について ・自転車の対策について ・子どもの対応について 	市長 教育長 関係部長
4. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス禍の影響への支援と対策について	<p>① デイサービス利用者が感染予防のためサービスのストップをした際の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の支援策と今後の対策 ・介護度の再認定 <p>② 学校における影響への支援と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への現在の対応と今後の考え方 ・学習の進捗状況 ・教師の時間外労働 	市長 教育長 関係部長

		③離職による生活保護費受給者の状況	
5. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルスワクチンについて 2. ICT等を活用した新たな行政運営のあり方について	①接種スケジュール ②ワクチン供給の判明状況は ③ワクチン銘柄について ④人員配置、接種手順、備品類等の接種体制 ⑤副反応への対応 ①施設予約システム ②自治体業務システムの統一 ③キャッシュレス納税 ④ハンコレス化、オンライン化 ⑤RPA（業務自動化）の検討状況	市長 副市長 関係部長
6. 鈴木 勝利 (一括方式)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	1. 医療従事者への人的・経済的支援の拡充について ・緊急包括支援金の活用等 2. 無症状者・軽症者向けの宿泊療養施設の確保について 3. 宿泊・自宅療養者に対するパルスオキシメーター（動脈血酸素飽和度測定器）の貸与について 4. 営業時間短縮要請に応じた飲食店や納入業者等関連企業への経済的支援の拡充について ・地方創生臨時交付金の活用等 5. 生活困窮世帯へのセーフティネット対策の強化について ・生活福祉資金貸付状況、住居確保給付金申請状況、生活保護受給世帯の現状 ・市民への周知徹底 6. 市独自の商品券支給等の経済対策の実施について	市長 副市長 関係部長
7. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 移住・定住者の増加に向けて実質	1. 住宅購入補助（空家活用含む）	市長 教育長

	的な取り組みについて。	2. 金利優遇など 3. テレワーク支援 4. 以前の一般質問の答弁と他自治体事例を受けてその後今後の具体的な本市の対応は。	関係部長
8. 長田 麻美 (一問一答方式)	1. おくの義務教育学校の校舎一体化について 2. 学校校則の見直しを 3. 駅前活性化について	①校舎一体化の計画について進捗状況を伺う ②跡地利用について構想を伺う ③計画の周知について伺う ①現在の学校校則について伺う ②時代に合わせた校則に変更すべきと考えるがどうか ①JR 常磐線、県南エリアの駅前活性化にむけた地域連携を	市長 副市長 教育長 関係部長
9. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 令和3年度予算における新型コロナウイルス感染症による影響と対応について 2. 乗合タクシーうしタクについて	(1)令和2年度予算の総括について ・令和2年度予算で掲げた施策の達成度 ・新型コロナウイルス感染症の対策拡大による影響と対応 (2)新年度予算編成について ・国・県の感染症対策及び予算と牛久市の方針 ・議会の要望・決議に対する施策への反映状況 (1)乗合タクシーうしタクの現状 ・登録者数、利用者数、運行便数、運行経費、運賃収入、補償金、補助金 ・主な利用者層と利用にあたっての配慮 (2)NPO や社協等の有償運送、うしタクの料金設定と料金見直し	市長 副市長 教育長 関係部長 副市長 教育長 関係部長
10. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 女性の視点を活かした「安全・安心なまち作り」を	1)当市の女性職員の割合は ・近隣市町村との比較、正職員・会計年度任用職員を含めて伺う	市長 副市長 教育長 関係部長

	<p>2. うしタクの活用で地域福祉の向上を</p> <p>3. 学習指導要領改訂について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また建設部所管課、地域安全課・防災課などに女性職員を増やし、その意見を取り入れていくための工夫は ・男女共同参画推進室の取り組みも含めて伺う <p>1) デマンド型タクシー「うしタク」事業開始から今日までの登録者数と主な利用状況</p> <p>2) 子育てや買い物支援、観光への活用は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況から「固定便」の試験運行は <p>1) 昨今の小中学校の学習内容の大幅変更に伴う当市の主な進捗状況について伺う</p>	
11. 北島 登 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>1) 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 無症状者を見つけ保護隔離 ② 検査の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、福祉施設の検査 <p>2) ワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 副反応などへの不安解消の手立て ② ワクチン接種の体制の確保 ③ 取り残される人がないように <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者 障がい者 市内に住民票を持たない人、無戸籍者 外国籍者 <p>3) 感染者へのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 静岡方式 ② 後遺症についての対応 <p>4) 子どものうつについて</p>	市長 関係部長
12. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 少人数学級の推進について	<p>1) 国は40年ぶりに公立学校の1学級の人数を現行の40人から35人に引き下げることを決めた。県では弾力化により35人以下学級を導入しているが、牛久の小・中・義務</p>	市長 教育長 関係部長

	2. 特別支援学校について	<p>教育学校の現状は</p> <p>2) 2021 年からの実施がいわれているが、課題は。市として特別支援学級や教育の充実など県に市民要望を届けることができるのでは</p> <p>1) 児童生徒の通学の現状と対応は</p> <p>2) 通学する生徒数の増加に対して、特別支援学校設置に基準がないために、教室不足や学習環境など過密になっているという。卒業生や保護者などから意見も出されている。市として国や県に意見を上げてはどうか。</p>	
13. 利根川 英雄 (一問一答方式)	1. 牛久シャッターの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・市と牛久シャッター（株）との関係 ・牛久シャッターの事業計画策定とその実行主体は ・市の特定プロジェクトチームと牛久シャッター（株）との関係は ・クラウドファンディングによる計画は ・クラウドファンディング実行主体は ・目標金額に達成しない場合は ・オエノンホールディングスが撤退した理由 ・赤字が原因としたらその原因は ・同じようなことをやっていたのでは、その赤字を乗り越えられないのではないか ・利益を生み出せる計画とその期間 ・赤字補填に市の出資の考えは ・夕張市の財政破綻の教訓をどう考えるか ・徹底した情報公開 	市長 教育長 関係部長
14. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. ヤングケアラーの支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーと思われる事例はつかんでいるか ・相談窓口の設置の考え 	市長 教育長 関係部長

	2. 訪問型家庭教育支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会での協議はなされているか ・実態調査の実施の考え ・支援事業の現状を伺う ・今後支援事業をどのように進めていくのか 	
15. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染者への差別の防止について	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染者への偏見や差別の実態について (2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解と感染者の人権に配慮し侵害しないようにするための施策について 	市長 教育長 関係部長

令和3年第1回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和3年3月8日（月）午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○石原幸雄 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は15名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いをいたします。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時02分開議

○石原幸雄 議長 再開いたします。

一般質問

○石原幸雄 議長 初めに、5番山本伸子議員。

[5番山本伸子議員登壇]

○5番 山本伸子 議員 皆様、おはようございます。山本伸子でございます。

今議会は1人40分という通常より2分の1の時間でございますので、簡潔な質問に努めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、受動喫煙のないまちづくりについて質問いたします。

2017年、平成29年9月議会において、駅前を含む公共施設等における受動喫煙対策を求める決議が可決されました。その後、2019年7月に改正健康増進法が施行され、受動喫煙対策は一層強化されて、この年、学校、病院、行政機関、児童福祉施設などが敷地内禁煙となりました。駅周辺は、屋外でありますので、喫煙についてはできるだけ周囲に人がいない場

所で喫煙をするように配慮すること、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないことが言われております。

そこで、まず、今の牛久駅及びひたち野うしく駅周辺の喫煙所について伺います。

駅周辺の喫煙所の設置に関しては、J T、日本たばこ産業ですね、こちらとどのような協議が行われ、受動喫煙対策としてどのような措置が取られたのか。喫煙所の設置費用や維持管理費等、どのようになっているのでしょうか。

○石原幸雄 議長 山岡 孝建設部長

○山岡 孝 建設部長 初めに、牛久駅につきましては、平成27年にJ Tから喫煙所の分煙化についての相談があり、翌平成28年に東口ステーションパーク内にJ Tの費用負担によりパーティションを伴った喫煙所を設置いたしました。その後、公共交通利用者の動線にも配慮し、現在の場所に移設をしております。移設のため、パーティションをJ Tで、土間工事の費用を市で負担いたしました。また、西口の喫煙所につきましては、現在撤去しております。

次に、ひたち野うしく駅につきましては、東西口歩道部に灰皿のみを設置しておりましたが、平成29年に受動喫煙対策の観点から別の場所への移動を検討いたしました。J Tとも協議を行い、通勤時間帯の歩行者等の動線なども確認し、現在の駐輪場上部の南側端部へ移動することといたしました。また、移動に併せパーティションを牛久駅同様、J Tの費用負担により設置を行っております。

両駅とも、喫煙設備設置時にJ Tと5年間使用する旨の覚書を締結し、市が維持管理を行うこととなっており、駅前広場やトイレの清掃委託業者により喫煙所の清掃を行っている状況となっております。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 今、御答弁にもありました牛久駅西口の喫煙所は現在撤去されていますが、以前は歩道上にあったため、そばを通ると煙が流れてくる状況でした。喫煙者は通勤で駅を利用する人が多かったと思われませんが、撤去されてから市民からの苦情など、どれほど寄せられているのでしょうか。

○石原幸雄 議長 山岡 孝建設部長

○山岡 孝 建設部長 牛久駅西口の喫煙所につきましても、通行者への影響がなるべく少ない場所でパーティションを設置する検討をしておりました。しかし、適切な場所の確保が困難であったため、喫煙所の撤去を行いました。

撤去後の苦情の状況でございますが、なぜ撤去したのかといった内容のものが二、三件ほどございました。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 苦情は二、三件ということで、そういう御答弁でしたら、あえて駅前に喫煙所を設置する必要があるのかと思うところです。喫煙所が設置されているからこそ、そこでたばこを吸うけれども、なければならない吸わずに済むのであれば、受動喫煙対策からも何よりだと思います。

牛久市では、健康プラン21の中で市民の健康のために禁煙に関する施策や喫煙率を低くするための取組がされています。自治体の施策として禁煙を推進していくべきところ、喫煙所を設置し、その維持管理を牛久市が行っていることは、自治体が喫煙の場所を提供し、喫煙を勧めていることにもなり、整合性が取れていないとは言えないでしょうか。御見解を伺います。

○石原幸雄 議長 山岡 孝建設部長

○山岡 孝 建設部長 議員御指摘のとおり、牛久市では健康プラン21の中で禁煙等に関する施策や取組を行っております。

一方で、受動喫煙対策として、駅周辺の喫煙所につきましては決められた場所で喫煙していただくことが重要であると考えております。

まずは、喫煙所を全てなくすということではなく、指定された場所でのみ喫煙をしていただけるよう周知徹底し、通行される方への影響を最小限にできるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、2番目ですね。公共施設の受動喫煙対策について伺ってまいります。

令和元年第1回定例会の一般質問において、改正健康増進法に伴う公共施設の受動喫煙対策についてお尋ねしたところ、御答弁では、「市内46か所の公共施設において敷地内禁煙が42か所となり、継続して建物内禁煙とする施設4か所はエスカード、リフレの複合施設の中にある3か所と市役所庁舎である」と、このようでした。

このときの建物内禁煙の4か所についての受動喫煙対策は、その後どうなっているのでしょうか。特に、市役所の屋上の喫煙所ですが、「特定屋外喫煙場所を設置するに当たり、本庁舎の屋上で検討するが、場所の特性からクリアすべき課題が残っている」ともその際に御答弁されておりますが、どのような検討がされ、設置に至ったのかを伺います。

○石原幸雄 議長 野口克己総務部次長。

○野口克己 総務部次長兼管財課長 その後の対応ですが、本庁舎以外の施設の状況については変更がありません。

さて、本庁舎屋上でございますが、現在、特定屋外喫煙場所の設置工事を行っております。令和元年第1回牛久市議会の答弁で「クリアすべき課題」と述べさせていただきましたが、特

定屋外喫煙場所の設置条件である、通常、人が出入りしない場所のほか、屋上という場所であることから、強風時においてもパネル等が飛ばないように風対策を講じる必要があるということ、転落防止対策や屋上据付け設備エリアへの侵入禁止対策、また、配管等を避けた限られたスペースで消防法や健康増進法の改正等の規定をクリアしなければならないことなどがあり、消防署や保健所等と関係部署と協議を進め、設置に至りました。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 すみません。再度伺います。エスカードとリフレ、ここの3か所は今も変わらずというのはどういう、対策は取られてこなかったということですか。

○石原幸雄 議長 答弁を求めます。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 エスカードとリフレにつきましては、複合施設となっております。市役所以外の使用している場所がございますので、その部分については禁煙というように対応しておりますが、ほかの事業所が入っていたりというところがございますので、そちらについてはそのままというような状況になっております。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 分かりました。

市役所本庁舎ですが、今までの喫煙所が撤去され、暫定的な場所として庁舎屋上に特定喫煙場所を設置したものの、今、御答弁にございましたように、配管などがあるため、一般来庁者への開放は当面見合わせるとなっております。

そこで、お尋ねしますが、喫煙所が撤去されたことで市民からの苦情などが寄せられたのでしょうか。

○石原幸雄 議長 野口克己総務部次長。

○野口克己 総務部次長兼管財課長 喫煙所の廃止後、苦情はなく、問合せが1件ありました。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 1件確認しますが、今、屋上の特定喫煙場所では灰皿は設置されているのでしょうか。

○石原幸雄 議長 野口克己総務部次長。

○野口克己 総務部次長兼管財課長 市庁舎の特定屋外喫煙所に灰皿を設置する予定はありません。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 改正健康増進法の施行に当たり、当時の茨城新聞に県内自治体の庁舎敷地内の喫煙所の状況が載っておりました。約3割に当たる15市町村が敷地内禁煙に踏み

切り、茨城県も同じ措置を取っている。喫煙所を残す自治体は29市町村で、その理由として牛久市は庁舎利用者に配慮するとしている。このように記事には出ておりました。

しかし、今伺ったところ、屋上に設置した喫煙所がどれだけ市民に利用されるのでしょうか。わざわざ屋上に上がり、灰皿も設置しないとすると、携帯灰皿、そういったものを持ってきてまで喫煙所を利用する来庁者が多くいるとは、おおよそ考えにくく、一方で喫煙の機会を減少させることにより、職員の健康促進を図ることも市としての務めと言えるのではないのでしょうか。

密閉、密集、密接のクラスター発生の3要素を満たし、マスクを外して利用する喫煙所をこのコロナ禍に公費360万円を使って新たに造るのは、感染対策を進める行政の対応との間に矛盾が生じており、市民の理解を得ることができるのでしょうか。御見解を伺います。

○石原幸雄 議長 野口克己総務部次長。

○野口克己 総務部次長兼管財課長 今回の健康増進法の改正については、望まない受動喫煙の防止を主目的として行われた法整備であると理解しています。

市庁舎においては、何人も特定屋外喫煙所のほかは敷地内の喫煙が禁じられるのであり、特定屋外喫煙所はこのような目的と規定を踏まえ、非喫煙者及び喫煙者双方への配慮として設置したものであります。

特定屋外喫煙場所は、市民専用ではなく、職員も利用させていただきますが、職員の喫煙時間は従前から業務時間外のみとし、御迷惑をおかけしたり、業務効率を阻害したりしないようにしております。

また、特定屋外喫煙所では、「マスクなしで会話しないこと」、「不必要に長時間滞在しないこと」など、注意書きを掲示し、コロナウイルス感染症対策に配慮するとともに、喫煙が人体に及ぼす影響等も周知してまいりたいと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 職員の方たちも吸うということなんでしょうけれども、もちろんたばこを吸う権利を尊重することは理解はいたしますが、多くの市民が利用し、また、同じく職員も働く各生涯学習センターや下根の運動公園、こういったところは完全禁煙にして、改正健康増進法に沿った前向きな対応をしています。にもかかわらず、市の顔とも言える市役所だけが特定喫煙場所を設置するために適切な場所がないとして屋上に設置したわけです。

通常、屋上は様々な機器が設置されていて、関係職員以外の立入りが認められておらず、施錠がされている場所です。そのような場所に喫煙所を設置する必要性が、私には少なくとも感じられません。このコロナ禍においてその必要性が高かった、今年度やらなければいけない事業だったのかということも含め、再度お尋ねいたします。

○石原幸雄 議長 野口克己総務部次長。

○野口克己 総務部次長兼管財課長 御指摘の件でありますけれども、確かに屋上というのは本来、牛久市役所の屋上も含めて、人が立ち入るような構造を造っておりません。今回の特定屋外喫煙場所の設置について、牛久市役所もまず敷地内、平場の場所というのを検討いたしましたけれども、市役所内、ほとんどが駐車場で占められておりますこと、また、そうでない場所につきましても隣は公園であったり、あるいは公共施設、隣接する歩道であったりということで、建物敷地の端のほうであっても、なかなかこれは設置に適切な場所がなかった、また、公用車の駐車場付近であっても、これは市役所の正門付近ということでやはり適当ではないと。したがって、通常、人が立ち入らない場所で設置するということになる、屋上しか残っていません、ということでございます。

設置の趣旨につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、法の範囲内で喫煙者及び非喫煙者の双方に配慮した結果でございますから、これについては御理解いただきたいというふうに考えております。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、(3)番目の喫煙所のコロナ感染対策について伺います。

今年1月13日、日本禁煙学会は、新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言に伴い、指定喫煙所、公衆喫煙所、コンビニ等の無料喫煙所は閉鎖、廃止を求める見解を公表しました。神奈川県厚木市や高松市など、全国の自治体や施設で自主的に喫煙所を閉鎖しています。

喫煙所は、先ほども述べましたように、3密の濃厚接触の場でマスクを外すので、感染リスクが避けられず、加えて喫煙者は重症のリスクが高くなることも幾つかの研究で明らかになっています。

たばこを吸う権利は尊重されなければなりません、しかし、喫煙所を介して新型コロナウイルスの感染が広がるとすれば、この権利を超えており、何らかの対策が必要なのではないでしょうか。民間の喫煙所への指導は難しくとも、少なくとも市で管理をしている駅前の喫煙所は、管理責任者として閉鎖も含めたコロナ感染対策を考慮する、そうしたお考えはないか、お尋ねいたします。

○石原幸雄 議長 山岡 孝建設部長

○山岡 孝 建設部長 議員御指摘のとおり、喫煙の際にはマスクを外すため、感染のリスクもあると思われま。

そこで、現在の駅周辺の喫煙所における新型コロナウイルス感染対策としては、距離を取ること、大きな声でしゃべらないこと、人数が多いときは利用を御遠慮いただくなどの注意喚起を行っているところでございます。

しかし、新型コロナ感染拡大防止は大変重要なことでもありますので、緊急事態宣言の発令等を受けた際には、喫煙所の一時的な閉鎖についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、4番目ですね。うしく健康プラン21第3次計画の策定に向けた実態調査の内容、そして条例化について伺います。

今年度、うしく健康プラン21第3次計画の策定に当たり、健康実態調査が行われたと認識しております。その中で、受動喫煙防止条例の制定に向けての評価項目、これが追加されていることと思いますが、その内容や結果について伺います。

そして、この結果を受けて、第3次計画の中での受動喫煙防止対策とその先の条例化に向けた方針について、最後に質問いたします。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 今回の健康実態調査は、令和3年度で計画期間が終了となる第2次うしく健康プラン21の評価と第3次プラン策定の基礎データを収集する目的で実施いたしました。調査期間は令和2年9月30日から10月20日、調査対象は無作為抽出した18歳以上の市民3,000人、調査回答者数は1,652名、回収率は55.1%となっております。

今回、受動喫煙防止条例制定に向けて追加した質問項目と結果ですが、まず、受動喫煙防止条例については「制定を希望する」との回答が59%、希望する理由としては「受動喫煙が気になる」、「健康によくない」が合わせて50.3%、「ポイ捨て等のごみ問題」が25.1%、「吸える場所の確保」が3%との結果でした。

次に、受動喫煙防止対策を強化するために必要と思う取組については、「受動喫煙の健康影響についての情報提供」が43.4%、「公共の場所における喫煙所の確保」が37.6%、「子供への禁煙教育」が37.0%、「禁煙ルールのPR」が33.5%の結果でした。

市といたしましては、禁煙・受動喫煙防止対策の継続と強化は市民の健康に大きく寄与する必要不可欠な対策であると考えております。今回の調査結果と分析を踏まえ、条例制定につきましても、その必要性を含め、令和3年度に実施する健康づくり推進協議会において委員の意見を伺いながら審議してまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 それでは、2番目です。コロナに関連する交付金について伺ってまいります。

国からのウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、市にも3回にわたり約10億円が

交付され、様々な感染対策、地域経済や住民生活の支援に活用していることは承知しております。

そこで、交付金の使い道についてですが、おおよそのカテゴリーごとに主な事業内容と金額をお尋ねいたします。そして、それらカテゴリーごとの金額が交付金総額に占める割合はどれぐらいになるのかを伺います。

○石原幸雄 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

感染予防事業といたしましては、公共施設において使用する消毒液などの消耗器材購入と感染防止の亚克力板設置、公共施設へのサーマルカメラ設置、PCR検査センター運営支援、コロナウイルス予防接種準備、避難所における感染対策用品備蓄及び防災倉庫設置、市業務継続のためのテレワークシステム等の構築など31事業に6億183万8,000円で62.37%です。

経済対策としては、ハートフルクーポン券事業の事業者負担分の助成、うしくぐるぐると大作戦事業の助成、牛久市持続化給付金、県と協調しての感染防止補助金、小規模事業者が販路開拓をするための牛久市持続化補助金、公共交通事業者への感染防止対策補助金など7事業、1億4,847万3,000円、15.39%になります。

生活支援としては、独り親世帯への支援金、保育料・給食費減免、感染予防ガイドブック作成及び配布、妊婦への定額給付金、スマホ版ホームページ多言語化対応、武道館でのスポーツプログラム事業、感染症対応の防災ガイド配布など9事業、1億1,762万1,000円、12.19%でした。

学校生活支援としては、校舎等において使用する消毒液などの消耗器材購入と感染防止の亚克力板設置、GIGAスクール早期実現のための機器リース費用充当、GIGAスクールサポーターの設置、就学援助世帯への臨時休校時の昼食代の補助、修学旅行のキャンセル料補助や移動時の3密防止対策、臨時開校時の給食無償提供、給食調理室の環境整備など17事業、9,703万4,000円、10.06%となっております。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 今、様々、御答弁いただきました。こういった交付金を使った事業が計画どおり実施され、計画段階で規定した目的や効果を実際に達成できたのかの検証が大切であります。その事業に関連した受益者の声などはどうなのかも含め、現在検証できるものに関してとなりますが、分かる範囲でお聞かせください。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 経済対策としてのハートフルクーポン券は、例年より早期に完売し、うし

くグルグル大作戦のクーポン券の利用も好評であったため、令和3年度においては、ハートフルクーポン券は販売開始時期を早め、うしくグルグル大作戦についても実施することとしております。

また、事業者向けの環境整備補助金もたくさんの方々から「使い勝手のよい補助金で助かる」というような声もいただいております。

また、妊婦の方への定額給付金につきましても、対象者から「出産費用に充てられる、生まれてくる子供のものをそろえられる」などと喜ばれております。

交付金を充当しての事業につきましても、繰り越した事業も多く、総括的な効果検証はこれからと考えておりますが、個別事業の検証については随時行い、よりよい事業とするための検討を加えて行います。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

今回この質問をいたしましたのは、財務省から交付金の使い道にコロナとの関連が不透明なものや何がコロナ対策なのか理解しにくいものもあり、説明が必要ではないかと問題視した、そのような報道を受けてです。御答弁からは、感染対策に約6割、31事業ということで、そちらに多く力を入れてくださったのがよく理解できました。

自分に関する事業や形として目に見える事業は市民にも周知されるでしょうが、そうでない事業、それに関しては市民に広く周知されているとは言えません。牛久市のホームページで「地方創生臨時交付金」と検索すると、「市に寄せられた御意見」というページだけがヒットしました。その市民からは、「コロナ対策、牛久市では国からの支援金を何に使っているのでしょうか」、「迅速な対応を期待しています」、「全世帯に公平に行き渡るようにお願いします」、そのような意見が寄せられていました。

自治体によっては、この新型コロナ交付金の申請に当たり、国に提出する実施計画をそのままホームページ上で公開しているところもあります。先の見通しが難しい現在、それでも行政として日々取り組んでいるコロナ対策の事業に関して、透明性を持って情報公開していくことが市民への理解につながると考えますが、御見解を伺います。

○石原幸雄 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 今後、牛久市ホームページにおきまして、新型コロナウイルス感染症対応事業として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業について公開すべく、現在準備中でございます。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問です。2月5日付の新聞紙上に、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者への助成事業について内容が掲載されておりました。高齢者や基礎疾患のある人へのPCR検査費用を助成する制度で、国の方針を受け、茨城県が昨年10月に事業を実施する市町村を募ったところ、18市町村が実施を決め、多くが3,000円から5,000円で検査を受けられるという内容でした。実施をする18市町村に牛久市は入っていませんが、事業を実施しないと決定するまでにどのような検討がされたのでしょうか。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 令和2年度新型コロナウイルス感染症流行下における一定の高齢者等への検査助成事業については、令和2年9月15日付で国から通知があり、その後、12月10日付で追加申請の通知がありました。内容は、65歳以上の高齢者や基礎疾患等のある方でPCR検査を希望する方に対し自治体が実施主体となり行うPCR検査に対し、検査料の2分の1を国庫補助するものです。

令和2年9月の時点では、PCR検査が実施できる施設が少なく、濃厚接触者や症状のある方の緊急性の高いPCR検査が優先であること、無症状である方の希望は個人の都合であること、PCR検査は検査時点に限定した結果であること、これらの理由により導入を見合わせました。

さらに、10月に牛久市医師会がPCR検査センターを開設し、11月には診察・検査医療機関が整備され、発熱等の症状のある方がPCR検査を同時に行える体制が構築されました。牛久市内の診療・検査医療機関は11か所で、牛久市は水戸市と並んで県内で最も検査体制が充実している状況となりました。

また、県内においても福祉施設や保育園、学校等で感染者が発生した場合、保健所の判断で濃厚接触者以外の者に検査対象者を拡大して実施しており、無症状者についても必要に応じて検査をする状況となっております。

さらに、導入した近隣市の実績が15人と少ない状況から、12月の時点においても、個人の都合によるPCR検査については、市が実施主体として導入する必要性は低いと判断し、今後の感染状況や国、県の動向を捉え、慎重に対応していくことといたしました。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 2月5日の県知事の記者会見で、県内でも高齢者施設を中心に大きなクラスターが起きていることを受け、抗原簡易キットという形で無症状者の人も含めて福祉施設の職員を検査する仕組みを取り入れるということが発表されました。感染対策を効果的に進めるこの方針は理解できますが、一方で高齢者や基礎疾患を持った人は感染すると重症化になる可能性が高いと言われており、日々、緊張感を持ち生活している多くの方たちがいるのも

事実です。

この助成事業を実施した土浦市は3,000人分の予算を組んだが、受診申込みは約300人、受診券をお守り代わりに持っておくと申し込む人もいました。確かに実際に検査をする人が少なくても、もしものときにお守りが手元にあるというのが安心につながるのではとも思います。

令和3年度もこのような同じような事業があるのかどうか、その際の市の対応はどうかを再度伺います。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 高齢者等への検査助成事業については、令和3年2月2日付で令和3年度の実施の有無について市に意向調査がありました。県は、令和2年度予備費及び第3次補正予算を令和3年度に繰り越してこの助成事業を継続実施するとの内容でした。

この事業の目的は、「新型コロナウイルス感染の重症者を増加させない」ことですが、無症状の高齢者等へのPCR検査が重症者増加の抑止策として有効性のある実施頻度が示されていないこと、個人の都合による検査であることから、再度検討した結果、今回も導入を見合わせることにいたしました。

県内で実施している18市町村の状況調査をしたところ、18市町村の65歳以上高齢者数33万2,108人中、申込み者は1,875人で0.6%、検査を受けた人は1,024人で0.3%、申込み者のうち半数は検査を受けていない状況となっており、「感染者の急増したときには比例して申込みが増えたが、最近は激減している」、「今後はワクチン接種が始まるので、次年度は事業を継続しない」という状況でした。

市といたしましては、今後、感染の状況や国、県の動向を見ながら、引き続き検査について検討をいたしますが、現状では、ワクチン接種を効率的、効果的に進める体制整備を優先させながら、引き続き高齢者を含めた市民全体の感染予防の強化を図ってまいります。また、従来からの基本的な感染予防対策を継続する重要性についても周知を続けてまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 御答弁では、牛久市は現在11か所、PCR検査をしている医療機関があって、県内で最も検査体制が充実しているということでした。医師会の先生方、そして担当課の皆様の御尽力のおかげだと思って、感謝申し上げます。

最後に確認いたしますが、診療を受けてPCR検査も同時に行えるということですが、そうした場合の検査費用はどうなりますでしょうか。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 診療検査機関に受診した場合の検査費用なんですけれども、初診

料は保険適用になりますので自己負担がございますが、検査費用につきましては自己負担なし、無料ということになっております。以上です。

○石原幸雄 議長 山本伸子議員。

○5番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

私の一般質問、これで終わります。

○石原幸雄 議長 以上で5番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時55分といたします。

午前10時41分休憩

午前10時55分開議

○石原幸雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番杉森弘之議員。

〔14番杉森弘之議員登壇〕

○14番 杉森弘之 議員 こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は3つ、一問一答でいたしますので、よろしくお願いいたします。

第1は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

ワクチン接種は、2月から医療従事者等、4月から65歳以上の高齢者などのスケジュールとなっていました。大幅に遅れているようです。牛久市での各対象者数と必要日数、アナフィラキシーなどの副反応への対応なども含めて接種体制を聞きます。

また、高齢者等への交通手段の配慮について、うしタクの乗車券等、考えていることを質問いたします。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

ワクチンの供給状況によりまして接種期間や方法が変更されますけれども、2月末時点における牛久市新型コロナワクチン接種計画では、対象人数は5万6,510人、接種回数は11万3,020回を見込んでおります。これは、16歳以上の人数、接種率80%、2回接種の条件で算出をいたしました。接種期間は令和3年4月から8月までの5か月間、このスケジュールにつきましては若干遅れる状況でございます。接種方法は集団接種と個別接種の併用で、ワクチン種類により市内医療機関と市公共施設を会場とした集団接種、市内開業医での個別接

種を予定しております。4月12日以降で実施となる65歳以上を対象とした接種につきましては、牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院、牛久運動公園体育館の3か所で集団接種を実施する計画であります。

医師、看護師の人員確保は、牛久市医師会や市内医療機関等の御協力によりまして現状ではおおむね確保ができておりますが、ワクチン供給状況により計画が変更となった場合は、再度調整が必要な状況にあります。

アナフィラキシー等副反応への対応ですが、集団接種会場の2つの医療機関は救急体制が整備をされております。運動公園での接種は、救急車両の待機体制を現在調整中であります。

また、高齢者等交通手段の確保につきましては、市内公共交通であるかっぱ号や、うしタク、牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院の無料巡回バス、民間バス等の利用について、市民への情報提供を併せて行ってまいりたいと考えております。

さらに、アストラゼネカ社やモデルナ社のワクチンにつきましては、比較的取扱いの容易なワクチンであることから、自宅からさほど移動時間の要しない身近なかかりつけ医、開業医での接種も今後スケジュールに組み込んでまいりたいと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 東京都は1月22日、保健所に対し、感染経路や濃厚接触者を調べる積極的疫学調査の対象を大幅に縮小すると発表しました。日本ではPCR検査の不十分性が指摘されているところですが、さらに積極的疫学調査を縮小することは、クラスターの発生や高齢者の死亡拡大にもつながりかねません。

厚生労働省が昨年11月、積極的疫学調査に優先順位をつけてよいとする事務連絡を出したことが背景にあるようですが、茨城県、特に牛久市では積極的疫学調査を縮小しているのかどうか、質問いたします。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査につきましては、県が実施することになっておりますが、竜ヶ崎保健所に確認したところ、優先度をつけての調査ではなく、通常どおりの調査を実施しているとのことでありました。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 県は、今後の対策のポイントとして、医療・福祉施設等におけるクラスター対策の強化を挙げていますが、クラスターの発生や高齢者の死亡を防ぐために、医療や介護などに従事するエッセンシャルワーカーへの定期的なPCR検査、全感染者への隔離療養を実施するよう、県や国に強く求め、市も独自の努力をしていくべきと考えますが、市の

見解を伺います。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

PCR検査を実施した施設や感染の公表はございませんが、陽性者が出ていない段階から無症状感染者を発見するため、県では入所者や職員などを対象に順次PCR検査を行っております。

今後も、国、県の動向を捉えまして、市民生活を担うエッセンシャルワーカーの方々が安全に職務を遂行できるよう、市の役割についてもぜひ検討してまいりたいと思います。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 茨城県が独自の緊急事態宣言を発令し、県有施設の営業自粛の期限を2月7日までにした際、牛久市は2月14日と1週間先に延ばしました。近隣自治体を見ても、公共施設の利用制限は県に合わせて2月7日までとしています。その後も市は同様に1週間先延ばしの措置を取っていますが、公共施設の閉鎖は外出自粛と相まって高齢者のメンタルヘルスにも影響します。その面からの配慮も必要と考えますが、国や県が決めた期限を牛久市が1週間先延ばししている理由と根拠を説明願いたいと思います。また、国や県の期限や制限対象が不十分であると考えての措置なのかどうか、質問いたします。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市が実施いたしました「県が示した自粛期間に1週間を加えた期間を牛久市の公共施設貸出し停止期間とする」という取決めは、令和2年12月8日の牛久市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定し、令和2年12月8日から令和3年2月8日の2か月間、実施いたしました。

決定の経緯でございますが、11月末から感染者数が増加したため、その抑制対策として、県は各市町村の1週間の感染者人数により感染拡大市町村を指定し、外出自粛等の要請を行いました。牛久市は11月27日から感染拡大市町村に指定される中、1週間単位で変更の可能性があります。指定解除となっても、都内の感染者が右肩上がりに増加している状況でありまして、常磐線沿線である牛久市は感染拡大のリスクが高いと考えたため、市民の安全確保を最優先といたしました。健康観察期間を加え、県の指定解除から1週間後に施設貸出しを開始することを決定いたしました。

現在は、県独自の緊急事態宣言が2月23日に解除され、2月8日開催の牛久市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、一律の対応ではなく、各施設の状況に応じて対応することといたしました。

多くの屋内施設では緊急事態宣言が解除された翌日の2月24日から利用を再開しており、

解除発表後、速やかに市民の皆様への情報発信に努めたところでございます。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 国立長寿医療研究センターの荒井秀典理事長らが、65歳から85歳の男女1,600名に対して、コロナ感染拡大前と感染拡大期間中における身体活動量と運動実施状況を調査した結果、1週間当たりの身体活動時間は約60分、約3割も減少していることが分かりました。この傾向は虚弱や強健に関係なく、全ての高齢者に共通しており、運動は継続できず、身体活動量が減少している方が非常に多く、コロナ収束後には要介護高齢者が増加する可能性があるかと警鐘を鳴らしています。

屋外施設を屋内施設と同様に休止する必要があるのかどうか、全国的に屋外施設での体育活動でクラスターが発生した事例はあるのか、聞きます。

近隣自体を見ても、つくば市や取手市は屋外体育施設を利用可能としており、屋外という風通しのよい場所で3密を避け、マスクをつけ、手指消毒も気をつけながら行うスポーツ活動に休止する理由があるのかどうか、高齢者の身体活動減少による身体機能の低下を避ける、そのような面からも配慮が必要ではないかと考えますが、屋外体育施設の利用に関して、その利用停止の根拠、理由を質問いたします。

○石原幸雄 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 牛久市教育委員会が所管するスポーツ施設につきましては、1月8日より施設利用を全面停止とさせていただいておりましたが、2月15日より、一部制限付ではありますが、屋外施設に限り開放を再開いたしました。

ただし、利用は個人利用に限定しており、その理由といたしましては、屋外での活動であっても、多人数での団体活動では人と人が接触する機会が生じ、人が密集しないよう対策することが難しく、個人での活動に比べて感染リスクの増大につながるとの考えからでございます。屋外施設での感染やクラスターの発生事例は確認できませんが、県独自の緊急事態宣言が継続中である中、無制限の開放は、より人が集まる状況をつくり出してしまい、不要不急の外出自粛要請と矛盾が生じることとなります。

しかしながら、長期間にわたる外出自粛によるストレスや運動機会減少の解消になればと、個人利用に限定し、テニスコートの開放及び運動公園をはじめとする市内4つの多目的広場について、自由に運動をしていただけるよう無料開放を行った次第でございます。

なお、2月22日の県知事発表による緊急事態宣言解除により、2月24日からは屋内施設に、一部人数制限等はありませんが、個人、団体の区別なく屋内・屋外施設ともに利用を再開しているところでございます。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 中小企業、小規模事業者等に対する牛久市の支援策として、国の小規模事業者持続化補助金の自己負担分である4分の1相当を最大25万円補填する牛久市持続化補助金、また、空気清浄機等の感染対策機器購入やパーティション設置等の対策工事を最大50万円補助する牛久市新型コロナウイルス感染防止対策補助金、さらに国の持続化給付金の対象とならない事業者へ一律20万円支給する牛久市事業者支援金があります。

それらの申請件数と支給件数、金額、さらに想定数とその評価についてお聞きいたします。

また、それらの支援策の復活、既に期限が切れているものも多いかと思いますが、あるいは期間延長について、市の考えを聞きます。

○石原幸雄 議長 梶 由紀夫環境経済部次長。

○梶 由紀夫 環境経済部次長 各補助金の3月1日時点での交付決定件数及び金額ですが、2月15日に申請期間が終了した牛久市事業者支援金は238件、4,760万円、牛久市持続化補助金は20件、437万円、牛久市新型コロナウイルス感染防止対策補助金は312件、1億1,286万円となっています。

次に、想定との比較ですが、補助金全体では予算額2億600万円に対し執行率80%となっており、個々の補助金を見ると、事業者支援金は予算額9,000万円に対し執行率52.9%、持続化補助金は予算額1,600万円に対し執行率27.3%と想定を下回り、新型コロナウイルス感染防止対策補助金は予算額1億円に対し執行率112.9%と、現時点で既に想定を上回っております。予算超過分については、同一事業の予算枠内で対応いたします。

事業者支援金の執行率が想定を下回ったのは、国の持続化給付金が要件緩和等で広く支給されたことが一因であり、持続化補助金については、国の持続化補助金の採択件数が想定を下回ったことが要因だと考えられます。想定を大きく上回ることになりそうな新型コロナウイルス感染防止対策補助金は、その申請数からも事業者が積極的にコロナ感染防止対策に取り組まれているものと考えております。

補助金の期間延長、復活ですが、国の持続化給付金を補完する役割を担う事業者支援金は、国の持続化給付金の申請期間延長に合わせ、2月15日まで1か月間延長しましたが、ほかの2つの補助金につきましては、申請期間を延長せず、3月31日までとする予定です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種を間近に控えた現在においても収束のめどは立っておらず、現在のような状況がいつまで続くのか予想できません。今後においても、補助制度の申請期間の延長や新設など、国、県の動向を注視しながら、引き続き事業者支援策を検討し、コロナ収束に向けて経済の活性化が図れるよう、体制づくりのための努力を続けてまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 次に、第2の質問、東海第二原発等の原子力施設における重大災害発生時の広域避難計画について質問いたします。

あと3日で3月11日、東日本大震災と福島第一原発事故から10年がたとうとしています。この原発震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

十年一昔と言いますが、10年たっても、福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は解除されていません。福島第一原発の廃炉作業は遅々として進んでいません。

NHKは2月11日、この原発震災による震災関連死と認定した1,478人の死亡の経緯について調べたところ、避難の回数は平均で3.9回、約4回、最も多い人は22回も避難を繰り返していた、そして4人に1人が二度と福島の地を踏むことはなかったと報道しています。

その報道の2日後、2月13日の夜半、福島県沖でマグニチュード7.3の強い地震がありました。ちなみに、1995年の阪神・淡路大震災は同じ7.3であります。首都直下地震の発生確率はマグニチュード7以上で30年に一度、茨城県沖では約20年に一度、マグニチュード7クラスの地震が起きています。まさに日本は地震大国であり、茨城は地震の巣の上にあるのです。

さて、大井川知事は、2月4日の記者会見で東海第二原発等の災害の避難計画で非居住スペースも含めていたため、およそ6,900人分の避難スペースが不足していると述べていますが、牛久市もそうなのか、まずお聞きいたします。

そして、非居住面積とその相当人数、また、非居住スペースの内容を聞きます。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 牛久市では、茨城県の広域避難計画に基づき、平成27年度から、ひたちなか市からの広域避難について協議を進めており、平成29年度には「原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定書」を取り交わしております。その際、牛久市では避難所施設の総面積を基準に約1万5,500人を受入れ可能としておりましたが、平成30年度に県から再調査があり、避難に使用する面積については居住スペースでの算出を行い、報告をしております。しかしながら、その報告以降、スペース縮小後の数値を基にした茨城県による調整はなく、現在に至っております。

今回の新聞報道や県、ひたちなか市からの調査を受け、改めて避難所施設の居住スペースの面積を確認したところ、収容人数を1人当たり2平米で計算いたしますと約1万2,600人となり、当初の受入れ可能人数より約2,900人減少することになります。

このような状況になりました経緯につきましては、過去に茨城県からの避難所に関する調査におきまして、避難所の受入れ可能人数の算定基礎となる避難所施設の面積を総面積で報告し、その後の再調査で報告している面積で再調整が行われなかったため、このような状況が発生し

たものと思われます。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 大井川知事は、また、例えばひたちなか市で確保している全ての市町村では十分、人数分が確保できていると述べていますが、その一つである牛久市ではどのように確保できているのか。

さらに、収容人数の計算に非居住スペースも含めて行うなどは通常考えにくく、しかも複数の自治体にわたっていますが、このような計算方法を使用したのは単なる牛久市のミスなのか、県からの基準や指示があったのか、聞きます。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 先ほども申し上げましたとおり、報道等を受けまして改めて避難所施設の面積などを確認したところ、令和2年12月現在、市内22か所の公共施設におきまして居住スペースとして使用できる面積は、平成30年度の報告と比べ約8,000平米増加し約2万5,200平米であり、受入れ可能人数も約4,000人増加し約1万2,600人となります。

これは、各施設の状況をさらに精査した結果、各施設の居住スペース並びにひたち野うしく中学校、牛久運動公園内に新たに建設した武道館、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターの4施設を追加したものです。

また、第2次避難場所のグラウンドも避難場所として使用することから、災害備蓄品として6人用テント400張りを購入しているほか、グラウンドを車で避難された方の駐車スペースとすることで、ひたちなか市から牛久市への避難者全員の受入れは可能と考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 次に、コロナなど、感染症の発生と東海第二原発等原子力施設での深刻な事故の同時発生時の避難問題について質問します。

避難対象とされる30キロ圏内だけでも約38万世帯、約96万人が居住しています。茨城県がバス避難の必要性を見込んでいる14万人から15万人だけで3,000台分のバスと運転手の確保が必要とされ、それ自体が困難であるだけでなく、現在のコロナ禍での3密回避を考慮すれば、さらに何倍ものバスと運転手を調達しなければならず、県バス協会との協力協定は未締結の状況が続いているとも言われています。

牛久市は19施設に1万5,518人を収容することになっていますが、コロナ感染症拡大防止のための3密回避を行った場合、収容可能人数、そして必要数との差について、どのように考えているのかお聞きいたします。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 牛久市では牛久市避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対応編を策定いたしまして、避難場所の収容人数を通常の災害時の3分の1程度にしております。

これと同様に、ひたちなか市からの受入れ可能人数を3分の1にいたしますと、テントなどの避難者を合わせても人数は約6,600人となり、ひたちなか市から牛久市へ避難する人口1万4,183人全員を受け入れるには約7,500人分のスペースが不足することになります。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 この問題で最後に、以上のような現実離れした広域避難計画は見直しが必要かと考えますが、不足分の充足の見通しと計画の見直しについて、現状と今後の方針を伺います。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 新型コロナウイルス感染症対応につきましては、県やひたちなか市から協議の申入れはございませんが、感染症に対応した避難所運営を行いますと、受入れ可能人数が制限されることから、避難所施設が不足してまいります。この不足を補うため、茨城県やひたちなか市と協議を進めながら、学校の余裕教室や民間施設等の活用を検討するなど、可能な限りの対応を行いたいと考えております。

しかしながら、避難場所となる施設には数に限りがございますので、茨城県やひたちなか市と連携を図り、改善策を検討してまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 次に、第3の質問、会計年度任用職員について質問をいたします。

まず、確認の意味で、牛久市の非常勤職員である会計年度任用職員は全員がパートタイムかどうか、質問いたします。

また、牛久市では、フルタイムとパートタイムでの労働条件、例えば退職手当や勤勉手当等の相違について説明を求めます。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 現在の当市の会計年度任用職員は、全てパートタイムでの任用となっております。

フルタイムとパートタイムの条件の違いにつきましては、勤務時間のほか、給与面では給料と各手当、報酬と期末手当と名称は異なりますが、期末手当支給対象外となる短時間勤務職員を除き、退職手当支給対象かどうか大きな違いとなります。

また、加入する社会保険は通常、全国健康保険協会に加入いたしますが、フルタイムは2年目から茨城県市町村職員共済組合の保険に加入となります。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 次に、常勤職員より1日15分、週75分短い労働時間の会計年度任用職員の人数を聞きます。また、15分短くすることの意味について聞きます。

平成28年、内閣官房内閣人事局の調査によると、国家公務員は非常勤職員の21%がフルタイムです。また、総務省は、平成30年10月に発した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の中で、「改正法では、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを法制上明確化したところであり、こうしたフルタイムでの任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、職務の内容等に応じて積極的な活用を検討することが求められます」とまで明記しています。

フルタイムで積極的に活用したらどうなのか、執行部の見解を聞きます。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 令和2年4月1日に任用している週の勤務時間が37時間30分となっているパートタイム会計年度任用職員の数につきましては255名でありまして、週37時間30分勤務が最長となっているその理由としましては、会計年度任用職員の制度設計に当たりまして、担うべき業務、これがこれまでと異なり臨時・補助的業務に限定されるということから、従来の勤務時間より短くするという含めて検討しましたが、これまでと同様の勤務時間での任用という結果に至りました。

また、フルタイムの任用につきましては、制度的には任用が可能ですので、業務上必要であると判断することがあれば任用を行っていきたいと思います。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 次に、常勤職員採用における年齢制限について質問します。

牛久市の場合、職員の年齢構成が逆ピラミッドになっているため、若い人を多く登用したいということは理解できます。他方で、募集目標未達成という量的不足と大量の定年退職者を迎えて、実務経験者の不足をカバーする必要があります。つまり、若い人を多く集めるとともに、実務能力、実務経験のある者の確保が求められているのではないのでしょうか。そして、実務能力、実務経験のある者を確保する上で、会計年度任用職員はぴったりではないのでしょうか。しかし、会計年度任用職員にとって常勤職員への挑戦の壁となっているのが、常勤職員採用における年齢制限であります。

つくば市などでは既に職員採用に当たり年齢制限を撤廃していますが、牛久市でも門前払いのような年齢制限を撤廃し、幅広く実務のできる人材を確保し、さらにやる気を起こしてもら

ってはどうでしょうか。

日産自動車は、事務職約800人の契約社員を正社員にするそうです。業務に熟練した人材をつなぎ止め、職場の一体感向上や効率、効果を高めた業務運営が可能となるとしています。まさに参考事例となるのではないのでしょうか。

職員採用における年齢制限の撤廃について、市の見解を伺います。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 常勤職員の採用試験の年齢制限につきましては、将来の安定的な市政運営に向け、職員の年齢構成の平準化のため設定しているところであります。

また、当市では平成27年度実施の採用試験までは年齢制限を設けておりませんでしたので、それまでは大学卒業ないし通算3年以上の公務員経験のいずれかの要件を満たしていれば、採用試験を受験することは可能となっておりました。

一方、近年の採用試験において、予定する職員数の確保ができていないということは御指摘のとおりでございます。長期的な視野に立ち、必要とする人材を職員として採用できるよう今後も努めてまいりたいと思っております。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 まさに答弁のとおり、牛久市の前の姿で年齢制限の問題を戻していくという方向をぜひ実施していただきたいと思います。

最後に、勤勉手当について質問いたします。

2020年1月30日の参議院総務委員会において、国の非常勤職員への勤勉手当の支給状況についての質問に対し、政府から2018年度にはパートとフルを含む約5万8,000人の非常勤職員のうち、9割を超える非常勤職員に対し期末手当とともに勤勉手当が支給されているとの答弁がありました。

会計年度任用職員の場合、地方自治法の縛りはありますが、先ほどの総務省マニュアルにも「勤勉手当については、各団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とすべきもの」と書かれており、同一労働同一賃金の原則からも、地方自治体の会計年度任用職員に対して期末手当とともに勤勉手当の支給を積極的に検討したらどうかと考えますが、市のお考えをお聞きます。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 会計年度任用職員の勤勉手当については、地方自治法第203条の2及び204条の規定により、フルタイム会計年度任用職員は条例で定めることで支給可能となりますが、パートタイム会計年度任用職員は支給の対象とはなっておりません。

総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル、これは第2版ですが、

その中でも勤勉手当は支給しないことが基本とされており、そのQ&Aの中でも「会計年度任用職員制度の定着状況等を踏まえた検討課題とすべきもの」とされておりますので、今後、地方自治法の改正状況など、国の今後の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○石原幸雄 議長 ここで、着座のまま暫時休憩をいたします。

午前11時32分休憩

午前11時34分開議

○石原幸雄 議長 再開いたします。

杉森弘之議員。

○14番 杉森弘之 議員 失礼いたしました。固有名詞を使ってしまいました。「日産自動車」というふうに言ってしまいましたが、「某大手自動車会社」ということにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石原幸雄 議長 以上で14番杉森弘之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午前11時35分休憩

午後 1時10分開議

○石原幸雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番諸橋太一郎議員。

[18番諸橋太一郎議員登壇]

○18番 諸橋太一郎 議員 新政会の諸橋太一郎です。

3月11日、間もなく迎えますが、震災から10年がたちました。被害に遭われた方、お亡くなりになられた方に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げて、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

子供、高齢者、障害者ら、地域の全ての人々が福祉などの公的サービスを利用しながら助け合って暮らす地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法等が改正され、昨年6月に成立をいたしました。少子高齢社会の進行や生活困窮世帯の増加などにより、対象者ごとに整備されてき

た現行の制度では対応が困難なケースが増えています。福祉改革が本格的に動き始めた地方自治体においては、住民に対する包括的、総合的な相談支援体制の構築等が求められます。縦割りから丸ごとへの転換であり、我が事・丸ごとの地域づくりを育む仕組みへの転換です。

国は、断らない相談を目指す自治体へ向け、交付金を創設し、初年度となる2021年度は全国40か所程度に交付金を支給し、既に同様の取組を行っている自治体が新たな体制に移行する場合も別途、財政支援をする見通しとなっております。

そこで、相談体制に対する本市の現状のお伺いをいたします。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現在、様々な課題を抱える方に対する相談体制は、子供、生活困窮者、障害者、高齢者等の各担当課が相談を受け付けております。相談内容は年々複雑化・複合化している傾向があるため、相談内容が各課複数にまたがるケースの場合は、各担当課が連携して対応し、必要に応じて相談日を設定するなど、相談者のたらい回しをしない取組に努めております。また、支援期間が長期に及び、庁内だけでは対応が困難な場合が増加しており、警察や消防等の関係機関や、地域住民と連携した支援を行っている現状となっております。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 先ほど述べた交付金は、8050問題のような複合的な相談に一体的に対応する窓口を整備する自治体に加え、高齢者や子育て中の保護者、障害者の方など、多世代が交流できる場の運営に乗り出す自治体に対しても費用の一部が助成されます。さらに、ひきこもりなど、既存の行政支援では対応できない世帯向けに、社会とのつながりを回復する場合も支給対象となります。

そこで、牛久市における多世代交流の場についての方針を伺います。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

この事業を実施していく上では、高齢者や子供、障害者といった属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築が必要となります。現状の相談体制においては、相談に対応できる人材の育成と専門職の確保のほか、病気や障害のこと、困窮、虐待の疑いなどの他人に知られたくない逼迫した深刻な相談が多いことから、プライバシーに配慮した相談室の確保等、執務環境も含めた改善が重要な課題となっております。

また、多世代の交流においては、地域における人材や交流の場として、小学校区ごとの地区

社会福祉協議会を立ち上げておりますが、設備や場所の確保など、大きな課題として上げられます。

さらに、既存の取組では対応できないはざまのニーズへの対応や、地域の交流の拠点として福祉事業者をはじめとする民間事業者の協力も不可欠であると考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 答弁にもありましたように、複雑化し、複合化している相談に対応している職員の方々の御苦勞、負担増というのは大変であろうかと思えます。断らない相談を目指し、我が事・丸ごとの地域づくりを進めていくためにはマンパワーが必要となってきます。

そこで、職員の方々の負担軽減のためにも、こういった福祉サービスの外部委託は必要じゃないかと考えますが、牛久市の方針をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 重層的支援体制整備事業の実施のためには、様々な課題があり、課題解決と実施に向けて関連団体等に委託することも一つの選択肢として考えております。人材の確保や既存制度の取組では対応できないはざまのニーズに対応する新たなサービスの創設など、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体等の多機関協働による支援が必要であると考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 それでは、最後に、さらなる福祉サービスの向上を目指して、子育て・困窮・介護相談一本化についての本市の方向性を伺います。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市においては、山積する様々な課題を一つ一つ解決しながら、現状では令和5年度以降の実施を目標にしております。

また、相談体制においても、相談者の様々な生活課題の解決に向けて、庁内関係各課、関係機関や団体で連携し、相談者に寄り添った支援を継続してまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 「取り残さない福祉」、「寄り添う行政の牛久」、このキーワードが厳しい自治体間競争に勝ち抜くためには必要であると考えます。職員の方々の御苦勞も大変だとは思いますが、一日も早い真の共生社会の実現に向けて、福祉施策の充実を求め、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問として、交通安全対策について伺います。

1点目、横断歩道について質問をいたします。

近年、車の衝突事故などにより、交差点で歩行者が巻き込まれる痛ましい事故が増加をしております。本市においても、歩行者の安全確保のため、ガードパイプを交差点に設置していますが、これまでの設置状況と今後の設置予定をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 令和元年5月8日に滋賀県大津市の県道交差点での園児らが巻き込まれた事故が発生したのを受け、そして早急な対策が必要であると判断し、令和元年度から市内の通学路となっている主な交差点、特に牛久市で11か所に車止めやガードパイプを設置いたしました。また、茨城県にも対策の要望をしていた結果、今年度において県道3か所に車止めを設置していただきました。

今後の設置予定につきましては、各学校関係者、道路管理者、警察機関等で実施している通学路交通安全プログラムの合同点検での設置要望やほかに危険な交差点が確認された場合には、関係機関とも協議し、早急な対応を検討していきたいと思っております。

その設置した、特に私のほうに手紙が来ました。非常に色が悪いとか、何が悪いとかというような、そういうお話もございました。また、あるメールでは、防災に関して10年間牛久に起こっていないのに、何でこのような防災に関しての施策をするんだというような、ちょっと訳の分からないそういうメールもあります。しかし、防災というのは何ものなければそれでいいわけです。そういうときの備えというのは、ますます我々にとっては大切な大きな施策と私はこれも含めて感じているところでございます。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 安全の充実のためにも、設置をどんどん進めていただければと思います。

次に、横断歩道の新設についてお伺いをいたします。

市民の方より、「横断歩道はないが、歩行者が多く危険な箇所がある。要望してもなかなか横断歩道の設置がされず、市民の声が行政には届いていないんじゃないか」という声が寄せられています。

昨年度、牛久市における横断歩道の要望件数と設置実績をお尋ねいたします。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 お答えいたします。

市で把握している市民からの横断歩道設置要望件数は、令和2年中は5件で、新設箇所はございません。

横断歩道の新設につきましては、牛久警察署が茨城県公安委員会へ新設要望を上申し、県警本部の調査を経た後、茨城県公安委員会の意思決定を受けて初めて設置が実現されます。その

際、歩行者だまりの有無や道路幅員、隣接横断歩道との距離などの物理的条件や、交通量、横断者数などの諸条件を満たす必要がございます。

そのため、牛久市といたしましても、可能な限り条件を整え、牛久警察署と連携を図りつつ、公安委員会の意思決定を受けられるよう、今後も努めてまいります。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 要望件数5件に対して設置ゼロということで、やはり命に代えられませんので、事故が起きてからでは遅いので、設置のほうにも御尽力をいただければと思います。

次に、横断歩道の照明についてお伺いをいたします。

コロナ禍でウォーキング人口が大変増加しております。早朝、夜間を問わず、ウォーキング愛好者が大変増えております。市内には薄暗く暗い横断歩道があり、危ないのではないかと。特に花水木通りのカレー店ディーの前の横断歩道は、店が開店しているときは明るいですが、閉店をし、夜間、早朝に対しては大変暗く見えにくく、危ないのではないかとという声が寄せられております。

交通量の多い横断歩道は大変危険であり、横断歩道の照明についての牛久市の考え方をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 道路照明灯は、国土交通省で定められております道路照明施設設置基準により道路交通の安全を確保するために設置されるもので、主な設置場所としては、信号機の設置された交差点をはじめとする重要交差点及び交通量が多い横断歩道や見通しの悪い屈曲部、また、道路幅や線形が急激に変化するなど、道路の構造上必要とする箇所となっております。現在、市内には468基が設置されている状況でございます。

花水木通りにつきましては、現在、交差点や横断歩道に適宜設置されておりますが、御質問にありましたカレー店ディー前の横断歩道につきましては未設置であり、交通量と利用状況を考慮しますと照明灯の必要性が高い状況でございます。

設置に当たっては、周辺住環境への影響も懸念されることから、設置位置や照らす範囲などのほか、国の交付金の活用を含め検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 次に、歩行者の安全対策についてお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、ウォーキング人口が大変増加をしております。特に冬の期間は日没時間が早く、服装も黒系の服が多く、見えづらく危険が高まります。安全意識の高い人は反射材のついたたすきやベスト等で目立つようにしてウォーキングを楽しまれておりますが、

多くの方は反射材を身につけておりません。また、数人でウオーキングをしている方の中には横一列で歩いたり、信号無視をするなど、交通ルール、交通マナーを守られない方もいらっしゃいます。

そこで、牛久市として、歩行者のマナー啓発についてどのような方向性があるのかをお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 市では、内閣府が主唱する全国交通安全運動推進要綱や茨城県が主唱する交通安全県民運動推進要綱に基づいて交通安全運動を実施しており、例年であれば年4回、季節ごとに交通安全街頭キャンペーンを開催して、通行する方々に反射材などの啓発品を配布しつつ、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を呼びかけるなどの街頭活動を展開しておりました。

しかし、今年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響で街頭キャンペーンが実施できなかったため、新たに交通安全協会員らによる交通安全指導の動画を作成して、市のホームページやYouTubeに掲載するなど、対面によらない交通安全教育など、時代に即した効果的な手法を積極的に取り入れた啓発活動を強化しているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太一郎議員。

○18番 諸橋太一郎 議員 次に、U字溝の蓋の整備についてお伺いをいたします。

U字溝の蓋の整備につきましては、同僚議員が何回も市の見解、方針を確認してまいりました。安全を考え、早期に通学路や住宅街の整備を進めるべきであります。

そこで、牛久市の現在のU字溝の蓋の整備状況、要望に対する進捗状況と、来年度の実施計画をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 U字溝の蓋の整備につきましては、平成27年度まで旧まちづくり交付金を活用し、蓋つきU字溝への改修などを行っておりましたが、要件が変更されたことにより交付金が受けられなくなったため、ほとんど整備を進めることができませんでした。

しかしながら、平成30年度に新設された国の交付金制度を活用し、昨年度から再び整備を行ってございます。蓋つきU字溝への改修は、毎年行っているタウンミーティングでも多数の要望をいただいておりますが、U字溝の大きさを変えたり、道路自体も改修する必要がある箇所も多く、一度に対応することは難しいと考えております。そこで、まずは各行政区のメイン道路や通学児童の多い路線を優先的に順次整備を進めてまいりたいと考えております。

令和3年度につきましては、つつじが丘、下根ヶ丘及び東岡見の3つの団地の合計約500メートルの工事、それと松ヶ丘団地内の約170メートルの設計、こちらを予定しております。以上でございます。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 次に、交差点の防犯カメラの設置についてお伺いをいたします。

市内の主要な交差点のカメラ設置が進められておりますが、これまでの実績と今後の設置計画をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 市が設置した防犯カメラにつきましては、駅周辺、駐輪場、駐車場、公園などに計287台設置しており、令和元年度茨城県市町村安全なまちづくり対策現況調べによりますと、県内1位の設置数となっております。

また、平成28年度からは牛久警察署と協定を結び、市内の主要交差点にも街頭防犯カメラの設置を進めており、本年度設置予定の蛇喰交差点を含め、今年度までに13か所20基のカメラを整備しております。

令和3年度は、栄町5丁目、レストラン・ステーキ宮交差点への設置を予定し、予算を計上しております。今後も、主要な交差点8か所について設置を計画しておりますので、牛久警察署等と調整の上、進めてまいりたいと思います。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 次に、自転車の安全対策についてお伺いをいたします。

自転車の右側通行や、ながら運転など、危ない運転がよく見受けられます。特に高校生のマナーが悪いという声も多数寄せられております。学校、警察などと協力、連携をし、指導強化を図るべきと考えますが、牛久市の方針をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 一部の高校生による自転車の乗り方についての御意見は市へも度々寄せられており、その都度、各学校と連携を図り、個別に対応しているところでありますが、問題の解決には至っておりません。

対策といたしまして、春、秋の全国交通安全運動の際に生徒の方々に街頭キャンペーンに参加していただいて、共に交通安全を呼びかけることにより、高校生自身の交通安全意識の高揚を図っております。

また、東洋大学附属牛久中学校・高等学校では、部活動者に限り、駅からの自転車通学を認めるなどの自転車総量対策も講じていただいているところでございますので、今後もさらに関係機関との連携を強化して、高校生の交通安全意識の向上を図ってまいりたいと思います。以

上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 次に、カラー舗装についてお尋ねをいたします。

下根中、牛久一中の通学路では、路面のカラー舗装を実施されております。今後の実施計画等、ありましたら、市の方向性をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 吉田茂男教育委員会次長。

○吉田茂男 教育委員会次長兼教育企画課長 通学路の危険箇所につきましては、学校や地域などから寄せられた要望を取りまとめ、毎年、学校教育課、学校、警察、道路管理者と一緒に通学路危険箇所調査として現地調査を行い、可能なものから対応してございます。

路側帯のカラー塗装につきましては、下根中や一中の通学路のほかにも過去に中根小学校での対応事例があり、通学路危険箇所としてこのほかにも路面標示など、多数の要望が寄せられております。順次可能なものから対応していきたいと考えております。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 最後に、公園の自転車駐輪についてお伺いをいたします。

子供たちが遊ぶときに公園内に自転車を駐輪せず、道路に駐輪をして遊んでいて、交通の妨げになるし、危険であるという声が寄せられました。

特にみどり野児童公園では、トイレ横の入り口に何台もの自転車が置かれているのが現状であります。当該箇所は、住宅地の中の狭小道路であり、センターラインもなく、道幅もそれほど広くありません。また、かっぱ号の運行ルートにもなっており、事故を防ぐためにも公園内に駐輪するよう、学校等で指導したり、看板等で周知、表示をすべきと考えますが、牛久市の方針をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 長谷川啓一建設部次長。

○長谷川啓一 建設部次長 御質問にありました公園での自転車の駐輪につきましては、公園内に駐輪場が設置されている場合は駐輪場へ、駐輪場が設置されていない場合は道路や公園の出入口付近に駐車しないよう、利用看板に表示して案内しているところでございます。

公園によりましてはルールが守られずに路上に駐車している自転車が見受けられるとの御指摘ですので、公園見回り等により状況を確認しまして、より分かりやすい注意表示の設置や、学校を通して子供たちへ公園を利用する際のルールについて周知していくことを検討してまいります。

最後になりますが、交通安全対策につきまして、とりわけ子供たちの安全を守っていく施策につきましては大変重要なことと認識しております。できることから順次取り組んでおります。また、市のみならず、地域が丸となって取り組むべきと考えておりますので、御理解、よろ

しくお願いいたします。以上です。

○石原幸雄 議長 諸橋太郎議員。

○18番 諸橋太郎 議員 安全・安心のまちづくり、これは最重要課題だと思いますので、これからも施策の充実について努めていただければとお願いをして、私の一般質問を終わります。

○石原幸雄 議長 以上で18番諸橋太郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分といたします。

午後1時37分休憩

午後1時51分開議

○石原幸雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 会派は市民クラブ、また、超党派であります茨城県民フォーラムにも所属しております黒木のぶ子です。

今回の質問時間が20分ということですので、質問の内容等について少々丁寧に欠けるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス禍の影響への支援と対策についての質問をいたします。

新型コロナウイルスに対し、牛久市も指定感染症の対策特別措置法に基づき、既に様々な感染防止策や感染拡大への対策をされていると認識しているところです。先ほど市長のほうからも答弁がありましたように、常磐線の線上にあります。そしてまた、茨城都民と言われるように、茨城都民と言われるのは東京のほうに働きに行っている方がたくさんいるということでもあります。ですが、あまり、近隣の市町村と比較しますと感染者が少なかったということも、やはり執行部の皆々様の御努力によるものと私は感じているところです。

しかしながら、過日、高齢者施設などでコロナ感染者クラスター発症の報道が、過日というよりも、もうしょっちゅう茨城県におきましても、東京都で高齢者施設等で起きるのが、ほとんどがクラスターということでもあります。

そうした中で、以前デイサービスに行っていた人たちも、感染の不安から何か月もデイサービスを休止しているので、特に独り暮らしである方などは誰とも話をしないというような日が何日も続き、フレイルになってしまうというようなことが漏れ聞こえてまいります。このような方の今の支援と対策をどのようにしているのかをお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 現状で、感染予防のためにデイサービスの利用を控えている方に対しては、デイサービス事業所が電話などにより利用者の健康状態や生活状況を定期的に確認し、フレイルにならないよう工夫しながら支援を行っております。一例ですが、利用者に自宅で簡単にできる体操のプリントを配り、電話口でデイサービスのスタッフが体操のポイントを指導していると聞いております。

市といたしましては、今後さらに効果的なフレイル予防対策の実施に向けて、デイサービス事業所が利用者向けに実施している介護予防体操プログラムの動画配信や、SNSを活用した動画による利用者からの状況報告の仕組みなど、好事例を収集し、事業所に情報提供を行い、相談等に応じてまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 電話等での体操などは効果があるかと思いますが、お年寄りに対して動画配信やSNSでの指導というのはいかかなものかと思いますが、今後につきましてはやはり、使える人に対してはそれはそれなりに結構ですが、ほとんどが使えない人が多かろうというふうに考えているところでありますので、その辺については今後工夫していただければというふうに思っております。

次に、長期にデイサービスを休止した場合、デイサービスの提供事業者が訪問介護に切り替え、そしてその継続サービスを提供してくれることになるのかなというふうに考えておりますが、その際、介護度の再認定等を行わなければならないのかなというふうに思っておりますが、その辺につきましてお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 感染予防のためにデイサービスの利用を控えている方の介護度やサービス内容につきましては、担当のケアマネジャーが月1回の訪問により確認しております。訪問時に御本人の状態が認定区分やサービス内容と合っているかどうかを判断し、必要に応じて区分変更の申請やサービス内容の切替えを行います。

現在、ケアマネジャーの訪問活動は、感染防止のため家の中まで入らずに行う場合もありますが、電話や利用者宅の窓越しに会うなど、感染予防対策を徹底しながら状態の確認ができるよう工夫しながら実施しております。

市といたしましては、デイサービス事業所に対し、引き続きケアマネジャーと連携しながら利用者の状況を把握するとともに、事業所の感染予防対策を徹底し、利用者がいつでも安心して利用できるよう、環境整備についても引き続きお願いしてまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 それぞれの事業者によりましては、かなりその辺の指導の仕方、温度差があるかと思えますけれども、その辺にも一様にやはりデイサービス、要するに社会復帰ができるような形で少しでも進行しないような、そういう指導をやはり担当課といたしましてはしていただければというふうに考えているところです。

次に、コロナが学校ではどのような影響があり、その支援を、現在の対応と今後の考え方についてお尋ねいたします。

まず、学校行事といえば、運動会や修学旅行が頭に浮かびますが、運動会については半日実施や分散実施、また、修学旅行は中止とした学校が多かったと聞き及んでおります。当然に密になりやすい全校生が体育館に集まる行事は中止であったかと考えますが、学校は知識の習得に限らず、小学校も中学校も学校行事のたびごとに全校生が体育館や校庭に集結し、その都度、その場面場面から様々なことを学び取り、少しずつ人間形成や、また、人格形成、そしてリーダー等の育成が醸成され、また、修学旅行等についても、多感な年齢ならではの集団での思い出づくりも大事な教育の一環かと考えますが、現在の状況と来年度に向けての考え方についてお伺いいたします。来年度といたしましても、もう3月ですから、すぐにもう来年度ということになりますので、その辺につきましてお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今年度、様々な学校行事が中止や変更を余儀なくされました。しかし、各学校は子供たちに思い出を残せるような学校行事を工夫して開催しました。

運動会、体育祭に関しましては、練習時間を短縮して実施しました。牛久二小の子供たちからは、「今年の運動会は半日開催だったので、今年卒業の6年生だけの学年運動会を行いました。6年生全員でつくり上げた運動会が、思い出に残るものとなりました」という声も聞かれました。

また、中学校の修学旅行に関しましては、各学校の実態に応じて実施しました。敷地内で学年行事を行った牛久南中の生徒からは、「南中フェスを実施して、初めは修学旅行がなくなって残念でしたが、修学旅行よりもすばらしい思い出ができました」という声も聞かれました。宮城方面のホテルに宿泊し、防災学習を行ったひたち野うしく中の生徒からは、「ホテルの方から東日本大震災の体験談を聞き、行方不明者の中には私と同年の子がいることを知った。今、自分が普通に暮らせることのありがたみを強く感じた」との声も聞かれました。

どの学校も子供たちにすばらしい学びと思い出をつくることができました。

今後は、今年度のこれらの取組を市内の各学校で共有し、少しでも子供たちの思い出に残る学校行事が実施できるように努めてまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま教育長のほうから御答弁がありましたように、本当にまさに今の子供たちはインターネットやスマートフォンから知識は十分に習得できると思えますけれども、ひたち野うしく中みたいに、やっぱり五感で感じる防災の様々なその感じるところ、そういうものが今の教育には欠けているかというふうに思いますので、ぜひその辺につきましても今後伸ばしていただければと思うんですが、来年度の修学旅行について、保護者アンケートの結果は「実施」と「中止」の人数が半々という中学校もございまして、これからも、今、教育長のほうから御答弁がありましたように、様々な学校行事に対して様々な見解と方向性があるかと思うんですが、大体の牛久市の教育委員会の来年度の行事に対する方向性はどのように考えているのか、その辺の御所見を伺いたと思います。

○石原幸雄 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 まさに来年度の中学3年生の修学旅行はどうするかというのが、まさに今、判断の時期でありまして、保護者の方々にもアンケートを取ったりしている状況です。なかなか全員が同じ方向というわけにはいかない状況があります。

しかし、修学旅行をはじめとする学校行事は子供たちにとってかけがえのない貴重な思い出となる教育効果の高い活動だと思っています。適切な感染症予防を十分に講じた上で、できる限り子供たちの思い出に残るような形で学校行事を進めていければと考えています。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 方向性はしっかりとした明文化がされていないようですが、その骨子である教育の理念が、今、教育長のほうから御答弁がありましたけれども、まさに子供たちのやっぱり育ちの中でどういうふうな思い出づくりだったりと、先ほど申しましたように五感で感じる様々な学習を充実させていくというような方向性がいろいろな関係団体からの御意見でもありますので、その辺は牛久市は教育長に任せておけば大丈夫かなという思いの中で、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、学習の進捗状況について質問いたします。

昨年3月2日から年度にまたがり長期の臨時休校から、学習への影響が懸念されたところでしたが、夏・冬休みの短縮や祝祭日等の登校等で学習指導要領に定められた授業時間数は達成されたと同っておりますが、一方的な学習の内容になっての状況ではないかというふうに懸念しているところです。例えば時間がなくて、せかさされて早く食べろ、早く食べろなんてそばで言われていますと、後でその食事の内容等を聞かれましても即答に無理が生じるように、何かその精神的な安定感がないと勉強のほうも同じような状況になっていくのではないかというふうに考えているところです。ですから、学習の進捗と同列で学習内容や指導方法について伺いたしたいと思います。

○石原幸雄 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 現在、各学校の学習の進捗に遅れはございません。また、休校中に滞った学習内容を取り戻すための一斉授業の詰め込み学習に終始しないように、各学校が工夫を凝らした授業を展開し、主体的で対話的な深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングの授業を推進しています。

例えば、牛久二小の社会科の授業では、地域の歴史に詳しい方をゲストティーチャーとして招き、学区に珍しい縄文遺跡があることを学び、その後、実際にフィールドワークで縄文式土器を拾い集めました。ひたち野うしく小の理科の授業では、気象予報士の資格を持つゲストティーチャーを招き、天気の変り変わりや季節ごとの天候の違いを学びました。牛久南中では、総合的な学習の時間の地域活性化を考える際に、子供たちに生じた疑問を解決するために、生徒たちが市役所を訪れ勉強しました。「初めは街をきれいにするためにクリーン活動を計画しました。しかし、集めたごみを処分するのにも大きな費用がかかるということを知って、ごみを集めるよりも、ごみを出さない取組が大切だなと知った」と、声が聞かれました。

このように、コロナ禍であっても充実した体験学習を行っている状況です。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 続きまして、コロナ禍の影響として、教師の過重労働についてはどうであったのか、お聞きいたします。

先生方の日々の労働は、業務の多さから大変御苦労されていますことから、ずっと教師の加配などについて執行部にこの間、私もお伝えをしまっていました。今回のコロナ禍で突然の業務も発生し、まさに過重労働に輪をかけてまたその労働の多い状況となったようであります。

例えば二、三の実例をお示しすれば、県は特別支援学級を含め、全教科をオンラインスタディ化のための動画作成や、御存じだと思いますが、15分の授業に対して6時間から7時間、この動画作成に時間がかかったというふうに漏れ聞いております。また、学力定着度調査書、普通は学力テストというふうにやっているらしいんですけども、その学力診断テストでなくて学力定着度調査書につきましても、本来は県のほうからも印刷されたものが各学校に配布されている。しかしながら、今回はもうその学校で印刷をしなければならなかったというふうなことを漏れ聞いております。また、学校にコロナ陽性者が発生した際に、1回目は保健所のスタッフが一応PCR検査の実施をしてくださったのだが、2回目では先生方が防護服を着てのPCR検査をしなければならなかったというふうなことで、これまたコロナ禍による労働がプラスされたということです。

本当に先生たちはその過重労働に対して黙って黙々と何の不満も述べずにやっているということですので、やっぱりその辺がどんどん過重労働に拍車がかかっている要因ではないかとい

うふうに客観的に見ますと考えるところであります。このような時間外労働に対して、市はどのように把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

○石原幸雄 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 教師の学校での在校等時間について、タイムレコーダーのデータからは、コロナ発症前の令和元年度に比べ、コロナ禍の令和2年度のほうが多少減少している状況です。しかしながら、まだまだ勤務時間以外の在校時間について、目標である月45時間を超える割合は高く、一層の働き方改革の推進が必要です。

そのような中で、茨城県では、各教育事務所別に働き方改革推進チームを結成し、その一層の推進を図っていかうとしています。牛久市教育委員会といたしましても、部活動指導への負担軽減や学校内における事務分担の見直し、外部人材の学校支援等を重点取組事項として捉えるとともに、保護者や市民の皆さんへの情報提供を充実させることで、市民の皆様方の御理解を得ながら、さらなる縮減を図っていきたくと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 先ほど教育長のほうから45時間を超えるというのは、本当に今や基準的にそれ以上を超えないようにという規制がかかっている中でやはり45時間以上、過重労働をされている先生方がいらっしゃるということでもありますので、だから市長にお伺いしたいと思います。

教育は国づくりの根幹でもあり、そしてまた、基礎となることから、児童生徒の育成に日々、誠心誠意取り組まれている現場の先生方に対し、少しでも過重労働から解放されるべき、そして我々もあまりいろいろなことを調べてくれというふうなことはしないようにはしますけれども、本当に今回のコロナ関連の業務遂行のために県のほうから子供たちの机を消毒するというようなそういう人たち、学校サポーターというのが各学校に配置されているんですが、牛久市におきましてもいろいろなことを支援して下さるようなそういう学校サポーター、牛久独自のそういうサポーターを増員するという点について、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今、教育の現場というのは、非常に私も教育長に聞いたり、学校の先生に聞いたり、そして自分でもそういう状況を見て非常に大変だなと。この大変な状況は何なのかなということでありますと、やっぱり今の教育の在り方、そして非常に今、細分化した子供の見方、これは私はすごく大事だと思うんですが、それをしないとやっぱり先生たちも追いついていかない。ですから、そこで教師となる加配が、私は大変重要になってくるのかなと思います。

ただ、そこで、今、牛久ではスクールアシスタント、そして地域の皆様でお願いしますよという話をしています。ですから、その辺のことをどうするかということが教育関係の話なのかなと思っています。

実は私、先月に茨城県の教育長に要望書を持ってまいりました。2つあるんですが、まず1つは、学校の先生は10年たつと研修ですか、するしかない。それはやっぱり10年もして、結婚されて休職して10年が過ぎてしまった。またその研修に行つて、また教師になる。これはなかなかハードル、面倒くさくなってしまうというような話を聞いております。だから、そういう状況をちょっと、こういうのは国ですから、国のほうでやっついていかないといけないんですが、こういう、もっとそういうことをやっついていかないとまた駄目なんじゃないかなということで。

あともう一つは、茨城県の教師が例えば千葉県に行くと、また千葉県のほうの教育委員会で一度そういう審査みたいなものがあるということで、自由に行けない。自由に、例えば私の知っている人もいますけれども、もともと結婚して千葉にいた人なんですけれども、今、牛久に住んでいます。でも、その先生は今でも千葉に通っています。ですから、そういう同じ日本の教育の免許を持っている方、どこ行ってもいいんじゃないか……、ただ、やっぱり県職になりますから、そういうことでなんでしょう。でも、その辺のこと遅れていて、自由に先生の行き来ができない。結婚するにもどこ、その弊害でもあったということを私は聞いています。

ですから、そういうことを少し少しやっついていかないと、教育委員会は私はちょっとまだまだうまくいかないというか、いけないんじゃないかなということで、私は教育長にそういうことを要望しに行きました。

そういうことでやっぱり環境、それからいろいろな人の加配、これはこれからの教育での大きな問題になると私は考えています。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 安心しました。市長もやはり先生方の過重労働に対して大変御理解があるということなので、やはりそこまで思うんだつたらば予算づけをして、ぜひ学校に多様性のある人材を、何にでも適用できるようなそういう人材を加配していただければ、かなり先生たちもいろいろな業務が楽になってくるのではないかというふうに考えるわけですね。

本当に教育というのは一番大事ですから、だから義務ということになっているわけですので、やっぱりその辺の根本を考えたときに、教育にもうちょっとそのお金をかける。国なんかには幾ら意見書を出しても、なかなかそれが実現されないというまどろっこしさもあるので、もうこの際は各自自治体の首長であります市長にお願いするしかないというふうに考えたところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問となりますが、昨今の突然のコロナ禍で度重なる緊急事態宣言などで景気の悪化が見られ、深刻な状況で、そのため全ての業種で解雇や廃業が多いとのこと。この現状での牛久市の生活保護受給者等の人数をお伺いいたします。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 生活保護受給世帯の現状でございますけれども、令和2年3月から令和3年1月末までの相談件数が137件、申請件数が56件、そのうちの申請取下げが4件ございました。申請却下が4件あり、48世帯が保護開始となっております。また、前年同時期と比較しますと、相談件数が26件の減、保護開始世帯は18世帯の減と、いずれも減少しております。

また、令和3年1月末時点での受給世帯数は407世帯で受給者数は528名、昨年との比較では受給世帯が2世帯の減、受給者数は1名減という状況であります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による離職、休業に伴う生活困窮者については、生活福祉資金の貸付けを希望する相談が多く、直ちに生活保護の相談につながる割合は少ないものの、継続して相談に応じ、生活保護が必要な方には確実に速やかに保護の決定と実施に取り組んでまいります。

○石原幸雄 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 このコロナ禍であっても申請された方が本当に少ないということで、それよりも御答弁の中では生活福祉資金を借りたい希望者が多いということなので、ちょっとその辺が分からないんですが、やはり生活保護というその最後の生存権というか、そういうふうには私は考えて、やはり生活保護受給者が多くなっているんじゃないかというふうには想定しての質問でしたけれども、牛久市の中におきましてはあまり、前年度の逆には減少しているということなので、これからなのか、ちょっとその辺は未曾有というか点々点で分からない部分はありますけれども、でも先ほど答弁いただきましたように、確実に速やかにやっぱりその保護の決定ですね。窓際で排除するということがないように実施していただければと思います。

これから順次ワクチンの接種がされますが、これからもこの変異株というものもあちこちで発症しておりますし、また、由来国不明のコロナの脅威にさらされるかもしれません。ですから、一日も早く安心・安全な暮らしに戻れるよう、的確な政策実行をお願いし、私の質問を終わります。

○石原幸雄 議長 以上で16番黒木のぶ子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分といたします。

午後2時24分休憩

午後2時40分開議

○石原幸雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番伊藤裕一議員。

〔7番伊藤裕一議員登壇〕

○7番 伊藤裕一 議員 会派フォーサイトの伊藤裕一です。

新型コロナワクチンが同感染症の感染拡大から約1年という異例のスピードで開発され、2月17日からは医療従事者向け先行接種が開始、一般向けにも本市を含めた全国で接種の準備が進められています。これによって、これまで防戦一方であった新型コロナウイルスに対し、対抗する手段ができたとも言え、先般、2月22日に行われた市議会議員全員協議会におきまして、65歳以上の方については3月下旬、64歳以下の方については4月中に接種券を順次発送するスケジュールが示されました。

そこで、その後変更があるのかも含め、改めまして新型コロナワクチンの接種スケジュールについて御答弁をお願いいたします。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

新型コロナワクチン接種のスケジュールにつきましては、先般、2月22日の市議会議員全員協議会でお示しした内容を基本といたしまして、現在、スケジュールの修正を行っているところであります。

ワクチンの配分につきましては、厚生労働省から、令和3年2月24日付の事務連絡では、4月19日の週末までに各都道府県に22箱出荷の見込みが示されました。また、同日の記者会見で担当の河野大臣より、4月26日の週から全国全ての市町村に行き渡る数量のワクチンを配送したい旨の発言がございました。さらに県より、2月22日付の事務連絡で、高齢者施設入所者への優先的な接種について依頼があったことから、スケジュールの組み直しを現在行っております。決定次第、周知してまいります。ワクチンの供給量が未確定であることから、供給状況により今後も計画の修正を行いながらの実施となる見込みであります。

接種方法は、牛久愛和総合病院とつくばセントラル病院の特設会場、また、総合運動公園体育館の3か所の集団接種から始まり、それに加え、市内協力開業医での個別接種の実施体制を現在調整しております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 ワクチンについては、国から県、県から市へ供給されると認識して

おります。ワクチン供給の流れについてお示しをいただき、本市にどれほどの量が供給されるかについて、得ている情報があれば御答弁ください。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 ワクチンの供給及び接種の実績管理は、国において開発されたワクチン接種円滑化システムV-SYS、これはアルファベットのVハイフンSYSと書きますけれども、V-SYSが導入されておりまして、システムの中で調整及び一括管理されることとなります。

ワクチン供給は、国、県、市町村の順に分配調整され、実施医療機関はV-SYSに接種可能数をあらかじめ入力いたします。市は、その数を基に県から示されました供給量について、市内医療機関ごとに配分量をV-SYSに入力をしていきます。そのデータに基づき、卸業者医療機関にワクチンを配送する流れとなっております。接種後は、実績をこのV-SYSに入力をしまして、全国一括でワクチンの接種状況が把握できる仕組みとなっております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 システムに入力し、ワクチンを配分するという流れは理解できましたが、供給量につきましてはまだ未定のところもあるかと思えます。最初の質問で、予定として4月19日の週までに県に22箱という答弁がございました。さらに、最新の報道によれば、4月26日の週に全市区町村に1箱ずつ供給するという情報がございます。

したがって、仮にこの情報のとおり入荷したならば、1瓶5回接種として1箱975回、487人分を4月下旬頃、確保できるということになります。それに加え、4月19日の週までの茨城県の22箱から本市に配分される分のワクチンが確保できるということになるかと思えますが、全市区町村に1箱ずつワクチンが入荷するという情報は来ているのか、確認をいたします。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

新型コロナワクチンは、現在のところ、国から茨城県に3月1日の週に10箱、3月8日の週に10箱で、合計20箱供給されるということになっております。牛久市におきましては、先週3月5日に1箱、つくばセントラル病院に配備、入荷をされております。1箱には、議員おっしゃるようにワクチンが195本入っておりまして、1本当たり5回分の量となっております。合わせて975回分の供給量となっております。

このワクチンは、市内の医療従事者等の優先接種に充てられることとなります。予定では今月20日に運動公園の武道館で医療機関の従事者の接種をするという予定を医師会のほうで立

てております。この対象者が約3,000人、2回接種で6,000回分必要であることから、現在6分の1程度のその供給状況となっております。

また、本日午前中にベルギーから第4便、最多の99万回分が成田に届いているという報道がされております。今後のワクチン供給状況によりまして、65歳以上の皆様への接種時期は当初の予定より大分遅れが生じる見込みとなっております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 再質問の中で、1箱プラスアルファが確保できるというようなことを申し上げましたが、今の御答弁によれば、恐らく少なくとも1箱は確保できる見込みであるという御答弁かと思えます。それをどういうふうに優先配分するかという様々な問題もございますので、検討を進めていただきながら接種を進めていただければと思います。

続きまして、ワクチン銘柄についての質問です。なお、通常の質問では民間企業の実名を挙げないところでありますが、今回の質問では必要であるということから、製薬会社名を入れさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ワクチン供給の契約済みの製薬会社として、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカの3社がございます。各社のワクチンの特徴として、既に使用が始まっているファイザー製ワクチンは95%という高い有効性を示しております。これは、数字は仮でございますが、ワクチンを投与しなければ1万人中100人感染する集団があるとすれば、この集団にワクチンを接種すれば1万人中5人の感染で済むということになります。インフルエンザのワクチンが有効性50%とされているので、大変に95%というのはよい数値とすることができます。重症化や死亡を防ぐのがワクチンの機能ですが、最新の報道によれば、世界で最も早い時期にワクチン接種が始まったイスラエルの実績から、同社のワクチンが感染そのものを防ぎ、重症化についても防ぐ効果があることを示唆するデータが得られたとのことであります。事実であれば、新型コロナ収束に期待が持てるニュースです。

次に、モデルナのワクチンにつきましても、ファイザーと同等の高い有効性を持つとされております。そして、アストラゼネカは、10度以下という他社に比べ高い温度で冷蔵庫でも保存可能であるという特徴があり、同社はイギリスの会社ですが、日本国内で生産体制が整う予定で、供給不安が少ないという特徴がございます。一方、有効性については70%と言われており、ファイザー、モデルナと比較して低い値にとどまります。有効性については、今後様々な研究が出て、70%という数値も高くなる可能性もございますが、供給体制の盤石さと併せ、同社のワクチンは取り扱いやすさなども併せまして、十分使用に値すると言えます。しかしながら、ワクチンの銘柄により特徴に差があるということは言えると思います。

以上から、供給状況が許すのであれば、特定のメーカーのワクチンを使用したいという希望が出ることも予想されますが、本市あるいは接種を行う病院、接種を受ける個人でワクチンの銘柄を選ぶことができるのか否か、伺います。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

国は、海外で開発されました新型コロナワクチンにつきまして、3社と正式に契約を締結しております。そのうち、アメリカ、ファイザー社のワクチンにつきましては、2月14日に医薬品医療機器等法の特例承認を受けまして、2月17日よりワクチンの接種が開始をされたところであります。

現段階におきまして日本で使用できるワクチンはファイザー社のみとなっておりますが、今後、アストラゼネカ社、モデルナ社のワクチンが承認をされ、同時期に接種できる体制となった場合においても、ワクチンの配分は国が決定するため、市町村は供給ワクチンメーカーを選択することは不可能となっております。接種医療機関は、同時期に複数のワクチンを使用することができないため、1種類のワクチンを選択して実施することとなります。接種を希望する方は、実施時期により制約はございますが、接種の予約を行う際に接種医療機関と取扱いワクチンの情報を確認した上で、御自身で選択することとなりますので、市といたしましても速やかな情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 ワクチンの確保とともに、接種に当たる人員の確保や円滑な接種手順の確立、接種に必要な備品類の確保が必要です。

そこで、市職員はワクチン接種の準備並びに実働要員としてどのような役割を担うのか、集団接種に当たる医師、看護師など、医療関係者を含め、人員配置体制が整う見込みは立っているのかについて確認をいたします。

また、各地でワクチン接種訓練が行われ、接種に想定以上の時間がかかる等の課題が出てきているそうであります。接種手順を確認するため、本市において接種訓練を行う予定はあるか伺います。

さらに、全国一斉にワクチン接種を行うとなると、ワクチンのほかに使用する保冷ボックス、ドライアイス等の備品が不足する可能性があると言われております。また、ファイザー製ワクチンは1瓶6回使用できる分量のワクチンが入っているにもかかわらず、一般的な注射器では6回目に瓶からワクチンを注入する際、1回分に満たない量しか残っていないため、1瓶5回しか接種できず、6回接種できる特殊な注射器の増産も必要となっております。こうした特殊な注射器の生産が間に合わない場合、瓶の中に余った1回分弱のワクチンは廃棄せざるを得な

いとされています。先ほど1箱975回分のワクチンと述べましたが、これは一般的な注射器しか確保できない保守的な見積りでございまして、特殊注射器が確保できたならば1瓶6回接種が可能になり、1箱1,170回、585人分の接種が可能になり、接種計画にも影響が出てくるので、この点も重要でございます。

そこで、これらの備品調達に市はどこまで関与するのか、備品供給に関する情報は入っているのかについて確認をいたします。

以上、人員配置、接種訓練、備品類の3点についてでございますが、御答弁をお願いいたします。

○石原幸雄 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 市の新型コロナワクチン接種業務の人員配置についてでございますが、業務が迅速に遂行できるよう、2月1日から保健師2名の専従と各部から通常業務を兼務する職員8名を配置し、合計10名のプロジェクトチームを結成いたしました。現在、そのプロジェクトメンバーが定期的に打合せを行い、広報、関係機関との調整や説明会の開催、事務手続等の接種体制確保の準備を進めております。

4月以降の65歳以上の接種は、牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院、牛久運動公園体育館の3か所での集団接種を基本とした予防接種体制を整備しておりますが、接種当日の医師、看護師等医療従事者や事務職について、実施医療機関と牛久市医師会との協力、人材派遣及び市職員で現時点ではおおむね確保ができておりますが、今後、ワクチンの供給量や時期によりスケジュールが変更となった場合には、人員確保に向け調整が必要となることが予想されます。

接種手順につきましては、3密を防ぎながら円滑に実施するために、事前に訓練等シミュレーションを行い、検証した上で、安全な接種体制を構築したいと思っております。

備品につきましては、国からファイザー社ワクチンを保管するマイナス75度の超低温冷凍庫、保冷ボックス、保冷剤、バイアルホルダー及びワクチンと注射器が供給されます。市では、それ以外の接種に必要な救急物品や会場の設営に係る物品等を確保しているところでございます。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 現在契約済みのワクチンは、mRNA等の弱毒化されたウイルスを用いる伝統的なワクチンとは違う製法で製造される世界発のワクチンであり、スピーディーに開発されたこともあり、副反応を心配する声もございます。現状、海外の事例等から、重篤な副反応が出る割合がほかの予防接種と比べて特段高いということは、現在のところございませんが、アナフィラキシーショック、腕の痛み等の副反応が出る可能性がございます。

そこで、接種会場において副反応へどのように対応するのか、さらに後日、副反応が出た場合の対応について伺います。

○石原幸雄 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 65歳以上の高齢者へのワクチンの接種につきましては、牛久愛和総合病院及びつくばセントラル病院の特設会場において集団接種を行ってまいります。救急体制の整っている医療機関であるため、速やかにアナフィラキシー等の副反応への対応が可能と考えております。また、5月に予定しております牛久運動公園体育館における集団接種、これは5月からちょっと時期はずれ込む予定でおりますけれども、救急車両の待機体制を検討及び調整しているところであります。市民の皆様が安心して接種していただけるように接種当日の救急体制を整えてまいりたいと考えております。

後日、副反応を疑う症状が出現した場合には、接種医やかかりつけ医に相談していただくこととなりますが、2月25日付県通知におきまして、接種医やかかりつけ医では対応ができない方の受診先として、二次医療圏に1か所の連携医療機関を選定しているところであります。なお、医療機関名は非公表となっております。

また、新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害に認定された場合には、国の健康被害救済制度が適用されまして、定期予防接種A類疾病と同じ水準で救済が受けられることとなっております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 続きまして、2点目の質問です。コロナワクチンが行き渡ったとしても、直ちに感染者数がゼロになるとは考えづらいことや、諸手続で接触の機会を減らす必要があること、行政の利便性や効率性を高めることに鑑みると、ICT等を活用した新たな行政運営はコロナ禍にあって重要性は増していると考えるところであります。私はこれまでの一般質問でICT関連の質問を行っており、その中には実現したのものもあれば、道半ばのものもございますが、過去の質問テーマを中心として今回の質問を行いたいと思います。

初めに、昨年12月の定例会において可決された補正予算の中にございますが、文化施設、体育施設の予約システムの導入が決まりました。体育施設については、現在、いばらき公共施設予約システムを用いた仮予約が可能です。しかしながら、同システムで完了するのは仮予約のみであり、予約のため、また、利用料金の支払いのため、予約した会場に行かなければならない等の課題がございます。さらに、昨今はインターネット、パソコンより、スマートフォンを通じ利用する人が増加しており、スマートフォンで閲覧しやすい専用ページを設けるホームページが多くあります。しかしながら、いばらき公共施設予約システムはスマートフォン専用ページを設けておらず、スマートフォンで閲覧する際、パソコンのページが表示されるため、

閲覧しづらいことも課題点の一つです。

今、いばらき公共施設予約システムの問題点として、仮予約のみである点、利用料金の支払いができない点、スマートフォン専用ページの3点を述べましたが、これらをはじめとした課題点は新予約システムで改善されるのか、確認をいたします。

また、本定例会に提出されている来年度予算案で新予約システムの導入経費は繰越しとなっておりますが、いつ頃、新システムを導入予定なのか、確認をいたします。

○石原幸雄 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 導入を予定している施設予約システムにつきましては、生涯学習施設及びスポーツ施設に関して、来館せずにインターネット上で空き状況の確認や予約申請、決定通知書の交付まで可能な仕様となるよう進めているところでございます。本システムを導入する目的の一つに、コロナ禍において利用者と職員の接触機会を減らすことがあります。インターネットでの申請が難しい利用者には窓口での申請も可能となるよう対応いたします。

利用料の決済につきましては、コンビニ決済やカード決済など、キャッシュレスでの対応が可能となるよう導入の考えはございますが、現段階ではシステム上の仕様の問題やその他クリアしなければならない課題もございますので、当初からの導入には間に合いませんが、できるだけ早い段階で導入できるよう進めてまいります。

稼働時期につきましては、現在、帳票類の精査等に時間を要しており、また、導入後につきましても本システムでの申請方法等の周知期間も必要となりますので、本年秋以降の本稼働を目指し、準備を進めてまいります。

最後に、スマートフォン用のページに対応できるかとの御質問でございますが、スマートフォンに対応できる仕様を計画しておりますので、皆様に便利に御利用いただけるものと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 次に、自治体業務システムについての質問であります。

住民情報などを管理する自治体の業務システムは、自治体がそれぞれITベンダーに発注している現状にあり、システムの数は1,700に上るとのことです。このようにシステムが乱立している状態のため、新型コロナ対策の10万円給付の手続が各地で遅れたように、全国一斉で行政サービスをするときに支障が出るなどの課題があり、政府は2025年までに住民情報や税、社会保障などの主要な17の業務のシステムについて、国が指定する仕様に統一することを義務づける法案を準備しております。これにより、国と自治体の間や自治体同士でデータのやり取りが迅速に行えることになり、システムの維持管理費用の大幅な削減も期待

できるとのことです。

ところで、現在もシステム統一に関連する取組として、自治体がシステムを共同利用する自治体クラウドという仕組みがあり、平成29年6月の一般質問答弁によれば、平成30年度に行うシステムの更新に向け、調査、研究を進めるとのことでした。しかしながら、現状、本市は従前どおり、H社の独自システムを使用していると思います。したがって、自治体クラウドにつきましては、引き続き検討段階にあるかと推察するところであります。

そこで、政府の自治体システムの統一方針が示されようとしている現状にあつて、本市は自治体システムの統一にどのように励んでいくか伺います。

○石原幸雄 議長 小川茂生市民部次長。

○小川茂生 市民部次長 お答えいたします。

地方公共団体の基本的な業務、とりわけ基幹系システムで取り扱う業務につきましては、その大半は法令で内容が定められておりますが、一方で、それを処理するシステム自体は各団体で個別に調達、カスタマイズを行っている例が多く、当市におきましても同様の状況でございます。

国は、そのような状況下ではシステムの維持管理や改修に重複投資が発生し、かつ、申請手続のオンライン化、デジタル化の取組が迅速に普及しないと、昨年12月閣議決定のデジタルガバメント実行計画に、地方公共団体の業務システムの標準化につきまして具体的なスケジュールを含め明示をいたしました。また、これを法制化すべく、いわゆるデジタル改革関連6法案の一つとして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案が今国会に提出されたところでございます。

国からのアナウンスによりますと、住民記録、地方税、社会保障や教育など、主要17業務を標準化の対象とし、まず、国が各地方公共団体の意見を聴取した上でそれらのシステムの標準仕様を策定いたします。

その標準仕様が固まり次第、各事業者が標準仕様に準拠したシステムを開発、国が整備する（仮称）ガバメント・クラウド上にその標準システムが構築され、各地方公共団体はそこからそれぞれが利用するシステムを選択できるということでございます。

なお、国が示した工程表によりますと、令和4年夏までに全17業務の標準仕様を策定、令和5年の初めには各事業者による標準システムの開発が完了し、令和7年度末までに全ての地方公共団体がその利用を開始することとされております。

また、システム移行等の経費につきましては、国が基金として1,509億円を拠出し、その中から令和7年度までに補助金が交付されるとのことです。

この工程表に鑑みた結果、当市における標準システム導入のタイミングは、当市基幹システ

ムの更新を予定している令和5年10月であると認識をしております。

標準仕様にに基づきつつも、当市のさらなる行政サービスの向上、業務の効率化及びコスト削減を行うため、どのようなシステムが最適であるかを十分に検討した上で標準システムの選定及び導入を図ってまいりたいと思います。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 続きまして、近年のキャッシュレス化の流れにより、税金や公共料金の支払いがキャッシュレスで可能になりつつあります。国税のクレジット納付が可能になったことをはじめ、県内各自治体でキャッシュレス納税が広まっており、本市におきましてもスマートフォンアプリによるQRコード決済が昨年10月1日から導入され、市民の利便性向上やアプリ運営会社によるポイント還元、3密回避等の効果が期待できるところです。

一方、6年前のクレジットカード納税に関する一般質問では、クレジットカード納税の検討はしているものの、費用面が課題であるという答弁であったかと思えます。

そこで、QRコード決済によるキャッシュレス納税の導入経緯、導入及び運用の経費、利用状況の現状について伺います。

さらに、QRコード決済より普及率が高いクレジットカードによる納税は検討していないのか、確認をいたします。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 市税等のクレジットカード納付につきましては、導入の検討を行っていましたが、利用率が全国平均、また、県平均ともに1%未満と非常に低いこと、また、導入費用として約850万円を要することなど、費用対効果の面からも導入には至っておりません。

次に、スマートフォン決済につきましては、令和2年10月1日より運用を開始しており、市税等の納期内は納付書のバーコードを読み取り、納付可能となりました。

また、今回導入に至った経緯といたしましては、コロナ禍における外出自粛による影響が一番の要因であります。

費用面に関しましては、スマートフォン決済は既に導入しているコンビニエンスストア収納のシステムを共用するため、初期費用は不要で、1件当たり57円の手数料のみとなります。

運用開始からの利用状況は、1月末時点で248件、約520万円の納付がありました。現時点での利用率は1%未満ですが、今後増加していくものと思われます。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 追加の導入費用がかからないという、1件当たりの費用はかかりますが、コストが安いということでもありますので、今後の普及に努めていただくことを期待いた

しまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

国は、各種行政手続で押印を廃止する「ハンコレス化」を推進しています。本市では、住民票取得等の窓口での主要な手続については、相当程度、押印が廃止されていると思われませんが、実印を求めるもの、法的に根拠があるもの、契約の相手方が押印を求めている等の事情がある場合を除き、市で対応可能な手続については完全に押印が廃止されているのかについて確認をいたします。

また、福岡市、四日市市、たつの市など、全国各地の自治体で自治体独自で対応可能なものについて押印を廃止する取組が行われております。内閣府は、昨年12月に自治体向けの押印見直しマニュアルを公表、これらの取組を後押ししています。これらの自治体では、押印が必要な書類を全て洗い出し、見直しを進め、1,000件から数千件を超えるような膨大な数の書類で押印を廃止したとのことをございます。押印を廃止する部署は多岐にわたり、庁内から不安や反発の声が上がることも予想されるため、これらの自治体の例や押印見直しマニュアルによれば、首長のリーダーシップによる組織の意思統一、総務部あるいはプロジェクトチームなど、ハンコレス化推進部門を指定することなどの推進に当たってのコツがあるそうをございます。

本市で対応可能なものについて、まだ押印が必要な書類が残っているとすれば、今後のハンコレス化についての考えを伺います。

さらに、ハンコレス化が進めば、行政手続のオンライン化も促進しやすくなります。本市の行政手続のオンライン化の現状と今後の方針について伺います。

○石原幸雄 議長 ここで、答弁者に申し上げます。答弁の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔をお願いをいたします。

柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 押印の廃止につきましては、市民の方々などの申請や届出手続の簡素化、また、利便性の向上を図るため、国から示されているガイドラインに基づき進めていくことを予定しております。

御質問にございましたとおり、法令に押印の規定のない書類につきましては、市の権限により押印廃止の検討を進めるところをございますが、現在、国において押印が規定されている法令の改正を予定しているところであり、その動向などを踏まえ、押印廃止に係る市民の皆様への周知を十分に図りながら順次対応をしてまいります。

また、当市におけるオンライン申請についての取組につきましては、市のホームページにて45種類の手続が公表されております。

手続につきましては、いばらき電子申請・届出サービスを利用し、インターネット上での手

続ができる仕組みとなっております。ただし、交付申請などの場合、申請部分はオンラインですが、交付の部分については来庁が必要となることが多くあり、現状ではあまり活用されておられません。

また、申請・届出において、マイナンバーによる個人認証が必要とされる場合もあります。将来的には証明書等の交付までが可能となるのが理想でございますが、時期につきましては未定でございます。

また、先ほど答弁でございましたとおり、生涯学習センターや運動施設につきましては、従来の施設受付システムを現在再整備しており、近い将来、オンラインで予約から使用料の決済まで可能になるなど、利用者の利便性の向上が図られるものになると考えております。

また、先ほど申し上げました押印の廃止の精査の中におきましても、オンライン手続に移行できる手続を検討するなど、さらなる利便性の向上を図ってまいります。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 典型的な業務を自動化するRPAについて、1年前の一般質問では、「当市ではRPAの取組までには至っておりませんが、限りある予算を効果的に活用し、また、時間外労働時間縮減等の観点から、AIやRPAに関する情報を収集し、今後の行政サービスへの活用に向けて調査、研究を進めてまいりたい」との答弁でございました。

先ほどのシステム統一の質問にもつながりますが、業務プロセスシステムの標準化が実現すれば、ある自治体で導入したRPAをほかの自治体でそのまま利用できることになり、安価な導入も可能になります。

そこで、RPAについて、この1年間どのような検討をされたのか、さらに現在の検討状況をお示しく下さい。

○石原幸雄 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 昨年の第1回定例会でお答えした状況からRPAへの取組について進展はございません。

限りある予算を効果的に活用し、業務の効率化や時間外労働時間縮減等を図るため、今後も引き続き情報誌やインターネット等を活用し、AIやRPAに関する情報を収集し、今後の行政サービスへの活用に向けて調査を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○石原幸雄 議長 伊藤裕一議員。

○7番 伊藤裕一 議員 以上で一般質問を終了とさせていただきます。

○石原幸雄 議長 以上で7番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時18分延会